

日野市立まんがんじ児童館改築外構工事

図面リスト

外 構 図	
図面番号	図 面 名 称
特-01	特記仕様書 1 / 3
特-02	特記仕様書 2 / 3
特-03	特記仕様書 3 / 3
G-01	案内図・配置図・設計概要
G-02	仕上表
G-03	基礎伏図
G-04	外構撤去図(1)
G-05	外構撤去図(2)
G-06	外構配置図
G-07	外構詳細図(1)
G-08	外構詳細図(2)
G-09	外構詳細図(3)
G-10	外構詳細図(4)
G-11	外構詳細図(5)
G-12	外構詳細図(6)
G-13	雨水排水計画図
G-14	樹木リスト1
G-15	樹木リスト2

日野市総務部建築営繕課

第1編 共通事項

第1章 工事概要

1.1 工 事 名	日野市立まanganじ児童館改築外構工事
1.2 工事場所	東京都日野市万願寺四丁目20番地の12
1.3 敷地面積	1624.41 m ²
1.4 工事規模	
建物名称	日野市立まanganじ児童館
構造規模	木造平屋建て
建築面積	363.78 m ²
延床面積	320.48 m ²
1.5 工 期	
	契約確定日の翌日～令和8年3月13日
概成工期	契約確定日の翌日～令和8年2月27日

- (1) 本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。
作業不能日数：12日間
- (2) 上記(1)は、環境省が公表する「関東地方_東京_八王子地点」におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去5年分（2019年（令和元年）～2023年（令和5年））について、本工事の工期に対応する期間（「東京都の休日に関する条例」第1条第1項に規定する東京都の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）において、8時から17時の間にWBGT値が3以上となった時間を算定し、日数に換算したものを5年分を平均したものを、
- (3) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する「関東地方_東京_八王子地点」におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したものを（小数点以下第一位を四捨五入する。））が(1)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長に関する協議を申し出ることができる。

第2章 一般事項

2.1 適用範囲

- (1) この特記仕様書は、「最新版 東京都建築工事標準仕様書」(以下「標準仕様書」という。))に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定める。本特記仕様書に記載されていない事項については、上記の標準仕様書のとおり施工すること。
- (2) 本工事は、設計図書に従い施工するが、設計図書に明示されていない事項でも、工事の性質上当然必要なものについては、監督員の指示に従い施工すること。
- (3) 本特記仕様書の各項目における○については、本工事中において適用させるものであることを示す。
- 2.2 特許権等の調査について
本工事の特殊な施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査すること。

2.3 契約不適合に関する調査への協力及び立会い

契約書に基づく契約不適合に関して、工事目的物の引渡し日から1年以内及び2年以内に契約不適合に関する調査（工事請負契約書第41条第1項の契約不適合及び不具合等を確認するための調査をいう。）を行うので、発注者が求めたときには、受注者はその調査に協力及び立ち会うものとする。詳細は発注者の指示による。

2.4 成績評定について

本工事は、日野市工事成績評定要綱（平成14年3月26日付13財営技第167号）に基づく工事成績評定について、次による。

- 対象
- ・対象外

2.5 工事の入札等について

入札（又は見積書の提出）に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2.6 公共事業労務費調査に対する協力

- (1) 本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し、提出する等、必要な協力を行う。また、調査の時期が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
- (2) 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して調査・指導を行う対象となった場合は、受注者は、その実施に必要な協力を行う。また、調査・指導が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
- (3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、正確な調査票等の提出ができるよう、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に従って就業規則を作成するとともに、資金台帳を作成・保存し、日頃から使用している現場労働者の賃金・労働条件等の記録を適切に管理しておく。
- (4) 受注者が、本工事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が(3)と同様の義務を負う旨を定める。

2.7 各種点検、調査、見学会等への協力

- (1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために、各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。
- (2) (1)の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。
- (3) 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

2.8 設計変更等

設計変更等については、工事請負契約書第18条から25条までに記載しているところであるが、具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）によることとする。

「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）については、東京都財政局ホームページを参照する。

2.9 情報セキュリティポリシーの遵守

- 1) 本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。
- 2) 日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類（様式1～様式5）を業務内容に応じて提出すること。
なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。
- 3) 本業務を履行するにあたって、重要情報（機密性2以上の情報）を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破壊等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制を整備すること。

2.10 環境負荷低減の取組みについて

- 1) 日野市では、「SDGs未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ（事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減）」を推進している。一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。このことを踏まえ、本工事の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等（市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。
①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について
⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言
- 2) 洗剤の使用については、石けん成分以外の化学物質を使用した合成洗剤を使わないようにすること。ただし、工事履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での使用を可能とする。

2.11 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務

本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第42号）」に基づき、次の事項に留意すること。

- 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業者に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。
- 差別等を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。

なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

2.12 環境により負荷の小さい自動車利用

本工事の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
・ディーゼル規制に適合する自動車であること。
・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子物質減 thiểu装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

2.13 内部通報制度

1) 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和3年6月1日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。本工事に際しては、日野市の事務事業に係る法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。

2) 内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われるときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。

2.14 保険の加入及び事故の補償

本工事において、受注者は法定外の労災保険（*）に付さなければならない。また、該当保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。
（*）法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

2.15 分離発注について

本工事は、外構工事のほか下記に示すとおり分離発注工事のため、工事にあたっては他工事との連絡、打ち合わせを十分に行い、受注者との協力の元に工事を進めること。工事区分等に不明な問題が生じた場合は監督員と協議調整を行い、円滑に工事を進めること。

「日野市立まanganじ児童館改築建築工事」
「日野市立まanganじ児童館改築電気設備工事」
「日野市立まanganじ児童館改築機械設備工事」
「日野市立まanganじ児童館改築解体工事」

2.16 注意事項

- 受注者は、工事着手前に監督員及び施設管理者と行程・作業内容・作業時間・工事関係車両の運行等について十分な打ち合わせを行わなければならない。
- 施工に際しては、通行人及び近隣住民等の安全確保に十分注意すること。
- 既存施設を破壊した場合は、受注業者の責任において復旧すること。
- 工事に使用する材料等は、搬入の都度、その規格及び数量等搬入検査を行い報告すること。
- 施工記録写真は、その工程、工程等の段階ごとの状況が、明確に判断できるよう撮影編集することし、小黒板を提示し、工事情形・工程工程・日付等を明示すること。
- 工事写真の撮影に際しては、撮影計画書を提出し、監督員の承認を得ること。
- 使用材料は事前に、カタログ・見本等を市監督員に提出し承諾を得なければならない。
- 工事に使用する資機材・材料は施設内に放置してはならない。
- 図面等において判明し難い箇所、施工時に生じた疑念は、必ず監督員と協議しなければならない。
- 腕章等を必ず着用すること。
- (1)各日、作業の開始及び終了を施設管理者に報告しなければならない。
- (2)施設内は、禁煙とする。
- (3)工事提出書類は、「工事受注者の作成する書類（令和4年6月 日野市総務部建築営繕課）」の定めによるものとする。

第3章 支払い

3.1 部分払い

- (1) 工事請負契約書第37条に定める部分払いの方法は、次による。
・段階別部分払い（支払い回数は、 回以内とする。）
・特例工事部分払い（支払い回数は、 回以内とする。）
◎部分払いについては、行わない。

第4章 施工区分

4.1 施工区分

別途関連工事との施工区分については、原則として次表による。

建築・電気設備・機械設備標準施工区分表							
項目	内容	建築	電気	機械	給水衛生 空調		備考
1.各種水槽・ピット（建物と一体構造のもの）	1.受水槽・排水槽・汚水槽等でコンクリート造のもの	○					
	2.コンクリート造の各種水槽釜場	○					
	3.コンクリート造の受水槽の人孔蓋（防水型）及びタラップ、排水槽・汚水槽等の人孔蓋（防臭型）及びタラップ	○					
	4.最下階便所のピット、人孔蓋（防臭型）及びタラップ	○					
	5.二重床改め口	○					
	6.二重底盤内通気管・通水管	○					
	7.二重壁内の水抜管	○					
2.トレンチ・排水溝	1.各種トレンチ蓋及び人孔蓋	○					
	2.屋内排水溝及び人孔蓋	○					
3.機器等の基礎（建物と一体構造のもの）	1.機器用基礎（コンクリート打ち）	○					
	2.屋上水槽の基礎（コンクリート打ち）	○					
	3.二重床下部分の機器用基礎（コンクリート打ち）	○					
	4.機器、水槽等のアンカー及び基礎仕上げ	○	○	○	○		

4.スリーブ	1.各種配管用スリーブ		○	○	○	
	2.ダクト、ガラリ用スリーブ	○	*		○	* 建築が取付けるガラリ用の場合
	3.衛生器具（大便器）取付け用箱入れ				○	
	4.埋込型屋内消火栓取付け穴等の箱入れ				○	
	5.分電盤取付け穴等の箱入れ	○			○	
	6.各種スリーブの補強	○				
	7.避雷針取付け部	○				防水を考慮した基礎仕上げ
	8.外壁貫通スリーブまわりの防水	○				防水層を貫通する場合
	9.床貫通スリーブまわりの防水	○				
10.貫通穴及びダクト空隙充てん		○	○	○		
5.天井切込及び換気扇取付枠	1.埋込照明器具、スピーカー、空調換気用吹出口等埋込具取付けのための天井切込み及び下地補強	○				墨出しは電気、給水衛生又は空調
	2.換気扇取付け用枠及び穴あけ	○				墨出しは電気、給水衛生又は空調
6.改め口・点検扉	1.天井改め口	○				
	2.各種シャフト点検口	○				
7.はつり及び補修	1.配管のための貫通及び埋込み箇所のはつり又は補修			○	○	○
	1.各種床排水金具	○			○	
8.排水	2.造付け流し（人造石研出し）の排水金具	○			○	
	3.流しの排水金物	○	*		○	* 建築が取付ける流し台の場合
	4.外構工事におけるU字溝及びこれに接続する溜枳	○				
	1.ルーフドレイン	○				
9.雨水排水	2.地盤面までの屋内縦樋・排水管	○				
	3.建物外部分までの屋内部分排水管	○				
	4.屋内部分排水管のうちパイプジャフト内配管の縦樋				○	
	1.外壁、サッシュに取付けるガラリ（ただし、空調・排気用ダクトその他に取合いあるものを除く）	○				
10.ガラリ	2.ドアーガラリ	○				
	3.暗室等の遮光ガラリ	○				
	1.一般用動力操作盤及び電動機端子接続までの配管・配線・結線		○			
11.動力	2.ボイラー操作盤及び二次側配管・配線・結線				○	
	3.冷凍機用動力操作盤及び二次側配管・配線・結線				○	
	4.パッケージ型空調機用電源で手元開閉器以降の配管・配線・結線		○			
	5.電動機シャッター・自動ドアとその電源の二次側配管・配線及び操作盤・押しボタン取り付け	○				
	1.空調用制御機器及び操作機器取付けとその配管・配線・結線		○			
12.制御	2.衛生用液面制御機器取り付け及びその配管・配線・結線		○			
	3.総合監視盤（衛生・空調）				○	
	1.煙感知器連動の防火戸・防火シャッターその他の防災設備の電源・二次側配管・配線・結線及び検出器・制御盤			○		
13.防災	2.排煙口・ダンパー等とその電源の二次側配管・配線・結線及び検出器・制御盤				○	
	1.フリーアクセスの穴あけ	○				墨出しは電気
14.コンセント・接栓用穴あけ	2.実験台・演台（備品）等の穴あけ					墨出しは電気、給水衛生又は空調
	1.各種シャフトのうちコンクリート造のもの	○				
16.その他	1.解体又は改修する建物等の機器のうち、再使用するものの取外し		○	○	○	
	1.共通仮設：仮囲い、出入ロゲート、敷鉄板	○				
17.仮設工事	2.直接仮設：外部足場等	○				
	1.貫通部まわりの気密施工（補修）	○	○	○	○	* 補修後に貫通が生じた場合
18.気密施工	2.設備配管の穴あけ		○	○	○	

本表は、設計図書等で示される一般的工事範囲を補足するもので、関連工事との取合い部分についてその施工区分を示すものである。

4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

本工事の施工に伴う光熱水費の支払は、次による。
○受注者の負担とする。
・発注者の支給とする。

第2編 工種別事項

第1章 総則

第1節 共通事項

1.1.4 官公署その他への届出手続き等

工事の着手、施工又は完了に当たり、「労働安全衛生法」第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。

1.1.5 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者

- (1) 本工事が東京都議会上程案件の場合、東京都議会で可決され契約を締結する前まで、配置予定の監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）は、他の工事に専任で従事することができる。
- (2) 「建設業法」（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。
○ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。
○ 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手續、後片付け等のみが残っている期間
- (3) 専任の監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制については、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。
- (4) 本工事で監理技術者を配置する場合において、建設業法第20条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置については、次のとおりとする。
○ 認めない。
○ 認める。特例監理技術者を配置しようとする場合は、別紙「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）及び監理技術者補佐の配置要件について」による。

1.1.7 工事実績情報の登録

契約金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。
登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。
【登録先】JACICのホームページ「コリンズ・テクリス」を参照すること。

1.1.16 建設副産物の処理

- (1) 建設副産物の取扱いは、次による。

ア 建設副産物の処理
受注者は、建設副産物の処理にあたっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」（島しょにおける工事の場合は「東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）」（東京都）とする。以下同じ。）及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再利用・再生利用及び適正処理に努める。

イ 施工計画書へのリサイクル計画の記載事項
受注者は、工事を実施するに当たり計画的かつ効率的にリサイクルを実施するため、リサイクル計画を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出する。
なお、施工計画書には以下の事項の他、必要な事項について記載する。

- (7) 工事概要等
工事名称、工事場所、現場代理人名、監理技術者名又は主任技術者名、廃棄物管理責任者名、工期、工事概要等を記載する
(4) 建設副産物の種類、リサイクルの方法等
建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利用量、中間処理量（現場外搬出量）、最終処分量（直接最終処分する場合に限る。）、処理期間、保管方法、収集運搬方法、処分方法、発生土受入地、処分先、運搬経路、その他を記載する。
(6) 建設副産物等の運搬・処理業者
運搬・処理業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の期限、処理能力、最大保管量、会社及び施設所在地等を記載する。
(2) 現場での分別
工事現場における建設副産物等の分別はもとより、現場事務所や作業員宿舎等における紙、ごみ、カンビン類、その他の一般廃棄物の分別の方法、また、材料の梱包材、切れ端、金属類等についての分別収集方法等を記載する。
(4) 解体工事計画
建築物の解体工事の場合は、解体業者名（建設業者名）、技術管理者氏名（主任技術者又は監理技術者氏名）、分別解体等の手順、建設資材廃棄物の分別方法、発生する建設資材廃棄物の種類数量、建設資材廃棄物の再資源化等の方法などを記載する。

ウ 施工計画書の添付書類
受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出する。
(7)再生資源利用計画書
受注者は、「建設副産物情報交換システム」（以下「COBRIS」という。）により作成する。
①土砂を搬入する工事
②粉砕アスファルト混合物を搬入する工事
(4)再生資源利用促進計画書
受注者はCOBRISに必要データをを入力して作成する。
①建設発生土を搬出する工事
②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事
③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事
(4)再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（建設発生土を搬出する場合）
(2)建設発生土搬出のお知らせ（建設発生土を100m³以上搬出する場合）
受注者は、本工事から建設発生土を100m³以上搬出する場合は、搬出先区市町村の建設発生土担当窓口に「建設発生土搬出のお知らせ」（東京都建設リサイクルガイドライン掲載様式）を提出しなければならない。なお、提出後速やかにその写しを施工計画書に添付する。
(4)汚染土壌の処理
受注者は、本工事において汚染土壌の処理が必要となった場合は、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都）等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例に基づく届出書等の作成手引」（環境局ホームページに最新版を掲載）に従って必要書類を作成し、関係部署に提出する。

エ 建設リサイクル法に係る手続
受注者は、本工事の施工に当たる、建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号、以下「建設リサイクル法」という。）及び「建設リサイクル法書類作成等の手引（公共工事）」に基づき、必要な事務手続、特定建設資材の分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行う。「建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）」（東京都）については、東京都都市整備局のホームページで最新版を参照する。

オ 有害物質のチェック
受注者は、本工事の施工に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事着手前に有害物質等の有無のチェックを行い、その結果を「有害物質チェックリスト」に記載し、監督員に提出する。

カ 工事情報の登録等
○ 本工事は、COBRISの登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかにCOBRISにデータの入力を行い、その都度「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。また、受注者は、COBRIS若しくは国土交通省HPに公表されている様式により「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、監督員に提出するとともにその内容を説明する。なお、確認発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」を含めるものとする。

工 事 名	日野市立まanganじ児童館改築外構工事				
図 番	特-01	図 名	特記仕様書/1/3	縮 尺	
作成年月日	監理 日野市総務部建築営繕課				
訂正年月日	設計 株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 豊野孝				

（問合せ先）
一般財団法人日本建設情報総合センター 建設副産物情報センター（カスタマーセンター）
所在地〒107-8416 東京都港区赤坂7-10-20 アカサカセンプラスアヴェニュービル2階
電話03-3505-0416 FAX03-3505-0520
https://www.recycle.jacic.or.jp
E-mail recycle@jacic.or.jp

キ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の掲示
関係法令に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を現場に掲示すること。

ク リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認
建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、リサイクル実施状況及び適正処理状況を工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。

- (7) 再生資源利用実施書
受注者はCOBRISに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。
①土砂を搬入する工事
②砕石を搬入する工事
③加熱アスファルト混合物を搬入する工事
(4) 再生資源利用促進実施書
受注者はCOBRISに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。
①建設発生土を搬出する工事
②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事
③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事
(9) リサイクル阻害要因説明書
工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざる得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。
①コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合
②建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合
③土砂等の利用工事において購入材（新材）を使用する場合
④砕石の利用工事において新材を使用する場合（多摩地区における再生粒度調整砕石は除く）
⑤アスファルト混合物の利用工事において新材を使用する場合（N7（旧D）交通の表層、低騒音舗装等の再生品を使用できないものは除く）
⑥現場内で分別を行わない場合
(8) 搬入完了報告書（島しょにおける工事の場合）

ケ マニフェスト等の提示
(7) マニフェストの提示
受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）又は電子マニフェストを利用し、適正な運搬、処理を行う。マニフェスト（紙）のうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。
(4) 集計表の提出
受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。
(9) リサイクル伝票の提示
受注者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写しでもよい）を監督員に提示する。
その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。（具体的には、再生利用認定制度や再生利用制度（個別指定）等における建設泥土の再生利用等の法的なマニフェストの交付が不要な再生が対象となる。）
(8) リサイクル証明書
受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでもよい）を監督員に提示する。

オ 構外に搬出する建設副産物の取扱いは、次による。
(7) 有価物の取扱い
建設副産物のうち、有価物については自由処分とする。受注者は処分後、売渡したことを証明する書類の写しを監督員に提出すること。
また、有価物として処分できない場合には、事前に監督員に協議の上、建設廃棄物として処分することができる。なお、建設廃棄物として処分する場合には、(9)の規定による。
（有価物の取扱いについては、「行政処分の指針について（通知）」（令和3年4月14日環境規発第210414号）等を参照すること。）

1.1.17 過積載の防止

本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京財務局）によるものとする。
「過積載防止対策マニュアル」は、東京都財務局ホームページを参照する。

1.1.19 保険の加入及び事故の補償

- 本工事において、受注者は法定外の労災保険（※）に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。
※法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

1.1.26 住宅瑕疵(かし)担保履行法に基づく資力確保措置

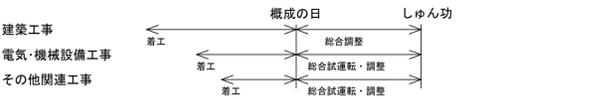
- (1) 「特定住宅瑕疵(かし)担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に基づく保険の加入又は保証金の供託の適用については、次による。

- ・ 適用する
- ・ 適用しない。

第2節 工事関係図書

1.2.1 実施工程表

- (2) 全体工期から関連工事等に要する機器等の総合試運転及び調整期間を差し引いた概成工期（第1編「1.5 工期」に明記された場合は、これによる。）を定め、関連工事等の作業と競合する部分の建築工事の仕上げ等は、「概成の日」までに完了するよう工程表を作成する。
また、工事の完了が、関連工事等と同時にしゅん功の場合は、これらの調整が完了した日を工事完了日とする（関連工事等は、「1.1.11 関連工事等の調整」による。）。
なお、工程表には「概成の日」を明記し、関連工事等との連絡調整を十分にに行い、工期末に同時しゅん功するよう協力する。
※ 概成工期の概念図（概成工期の定義は標準仕様書「1.1.2 用語の定義(26)」による。）



1.2.2 施工計画書

- (5) 「2.2.4 足場、仮囲い等」において指定された仮設の施工計画書については、監督員の承諾を受ける。

1.2.3 施工図等

- (4) 施工図等において、営業秘密が含まれており、事後の情報開示等に支障がある場合には、別途協議すること。

1.2.4 工事の記録等

- (5) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京財務局）の最新版による。また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。

- 作成する。
 - ・ 作成しない。
 - エ 写真帳の提出は、次による。
- 提出する。
 - ・ なお、写真帳とは工事記録写真を工種、区分ごとに施工順序に従い系統だって整理し、必要に応じてキープラン、説明図を添付したものである。

(8) 工事状況記録ビデオ

- 作成しない（注：東京都議会と程案件以外の場合は作成しない。）。

- ・ 工事状況を撮影・編集したDVD等については、次のとおり提出する

- (9) デジタル工事写真の小黒板情報電子化（以下「電子黒板」という。）は次による。
受注者が電子黒板の導入を希望する場合、工事施工前に監督員へ申請し、承諾を得るものとし、電子黒板対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。
なお、申請時には電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）に関する資料を添付する。

ア 対象機器の導入
使用機器については「財務局工事記録写真撮影要領」（東京財務局）「第2章 写真撮影の要領4(2)」に示す項目の電子的記入ができるもの並びに信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」に記載している技術を使用することをいう。
電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）については、CRYPTRECホームページを参照する。

イ 適用範囲
対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の環境により、使用機器を用いることが困難な工種については、この限りではない。
ウ 使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参考にする。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。
エ デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェアについては、JACICホームページを参照する。
エ 本工事における小黒板情報の電子的記入の取扱いは、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京財務局）によるが、「第3章 写真の整理と保存1」で規定されている写真編集には該当しない。

第3節 工事現場管理

1.3.5 施工条件

- (2) 施工順序は、次による。
○ 図面による。
(3) 工事用車両の駐車場所及び資機材の置き場所は、次による。
○ 図示による。
(4) 施工条件は、次による。

1.3.7 施工中の安全確保

- (3) 「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）第30条第2項における同法第30条第1項に規定する措置を講ずべき者（統括安全衛生管理義務者）については、次による。

- 本工事の受注者を指名する。
- ・ 本工事の受注者を指名しない。

なお、この場合における指名への同意については、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。また、「労働安全衛生法」第15条、第15条の2及び第15条の3に規定する次の者を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。

- ア 統括安全衛生責任者
イ 元方安全衛生管理者
ウ 店社安全衛生管理者

第4節 材料

1.4.1 環境への配慮

- (1) 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に定める特別品目、特定調達品目及び調達推進品目（以下、「環境物品等」という。）の調達等は、原則として、次による。
「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等については、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照する。

ア 本工事で指定する環境物品等は、次による。

- (7) 特別品目
○ 建設発生土、改良土
○ 環境配慮型型枠（複合合板型枠等）

「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（東京都）より抜粋
環境配慮型型枠について
工事の種類、工種、使用部位等に対応する最適なコンクリート型枠を使用するものとし、熱帯雨林を使用しないか又は使用を抑制した型枠（合板型枠（材料は以下ただし書きの①、②を満たすものに限る。）、金属型枠、再生木材型枠、再生樹脂混入木材型枠、樹脂製型枠、再生樹脂製型枠等）であること。
再生資源化施設や熱利用（回収、供給）が可能な施設において再資源化等が可能なものであること。
製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。
中古品を使用した場合でも、環境配慮型型枠であると区別できるのは環境配慮型型枠として扱う。ただし、施工管理上の理由などによりやむを得ず熱帯雨林材合板を使用する場合は、認証材（FSC、PECCによるもの）、又は以下の①、②の条件を全て満たすものであること。
① 原木の採採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法な木材
② 持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたもの
なお、国産材合板又は針葉樹材合板、若しくは複合合板を使用する場合も認証材、又は上記①、②の条件を全て満たすものであること。

- 再生クラッシュラン
- 再生粒度調整砕石
- 再生加熱アスファルト混合物
- 再生加熱アスファルト処理混合物
- 多摩産材を用いた建築材料
- 国産木材を用いた建築材料
- 低VOC塗料
- エコセメントを用いたコンクリート二次製品
- スーパーアッシュを用いたコンクリート二次製品
- ノンフロン断熱材
- 再生骨材（O.L.・M）を用いたコンクリート
- 再生骨材Hを用いたレディーミクストコンクリート
- ・ 再生木質ボード類

- (4) 特定調達品目
○ 建設機械
○ ビニル系床材
○ フローリング
○ 陶磁器質タイル
・ 製材等（製材、集成材、合板、単板積層材、直交集成材）
・ 日射調整フィルム

(9) 調達推進品目

イ 受注者は、ア以外のもので、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に示す環境物品等の使用を希望する場合は、性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、積極的に使用するものとする。

エ 受注者は、環境物品等の各品目の「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成し、施工計画書に添付するなどして監督員に提出し、確認を受ける。
エ 受注者は、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、特定調達品目の場合は「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」を機軸を踏まえて作成し、監督員に提出する。また、当該チェックリストの電子情報を格納した電子媒体を、併せて監督員に提出する。
なお、チェックリストは、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照すること。

1.4.2 材料の品質等

- (1) 本工事に使用する材料のうち、新品を使用しなくてよいものは、次によるほか、(8)による。

- (8) 次の再生材の品質は、次による。

- 次の材料の品質は、「土木材料仕様書」（東京都建設局）による。
（土木材料仕様書については、東京都建設局ホームページを参照する。）

ア 再生クラッシュラン(RC-40、RC-30)

イ 再生粒度調整砕石 (RM-40、RM-30)

ウ 再生砂(RC-10)

エ 再生加熱アスファルト混合物

オ 改良土

カ 粒状改良土

キ 流動化処理土

ク 再生骨材Lを用いたコンクリート

ケ コンクリート用再生骨材H

コ 再生粒度砕石（浸透ドレンチ用）

1.4.4 材料の検査等

- (1) 本工事に使用する材料は、別に定める「財務局材料検査実施基準」（東京財務局）に基づく検査を受け、合格したものを使用する。
(6) コンクリートの圧縮強度試験は、「6.9.3コンクリートの圧縮試験」(2)オの構造体コンクリートの強度の判定（表6.9.3 供試体の養生方法、材齢及び試験回数）用い作成された供試体を用いて行う、「6.9.5 構造体コンクリート強度の判定」をいう。
標準仕様書に定める試験機関等については、東京都都市整備局ホームページに登録されているので、参照する。

第7節 施工

1.7.2 技能士

技能士の適用は、次による。

- ・

1.7.4 施工の検査等

見本施工の実施は、次による。

- ・ 実施する。（実施箇所： ）
- ・ 実施しない。

1.7.7 排出ガス対策型建設機械

次の建設機械には、排出ガス対策型を用いるものとする。

- 一般工用建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5〜260kW）
 - (1) バックホウ
 - (2) ホイールローダ
 - (3) フルドーザ
 - (4) 発動発電機（可搬式・溶接兼用機を含む。）
 - (5) 空気圧縮機（可搬式）
 - (6) 油圧ユニット（基礎工用機械で独立したもの）
 - (7) ホイールクレーン（ラフテレンクレーン）
 - (8) ローラ類（ロードローラ、タイヤローラ又は振動ローラ）（「道路運送車両法」（昭和26年法律第185号）による排ガス規制を受けている建設機械は除く。）

1.7.8 低騒音・低振動型建設機械

- (1) 次の建設機械には、低騒音型を用いるものとする。
ア. バックホウ
イ. クラムシェル
ウ. トラクターショベル
エ. クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン
オ. 油圧式杭圧入引抜機
カ. アースオーガ
キ. オールケーシング掘削機
ク. アースドリル
ケ. ロードローラ、タイヤローラ及び振動ローラ
コ. アスファルトフィニッシャー
サ. 空気圧縮機
シ. 発動発電機
(2) 次の建設機械には、低振動型を用いるものとする。
ア. ハイプロハンマー

1.7.9 化学物質の濃度測定

- (1) 化学物質の濃度測定は、次による。
・ 測定は行わない。
○ 次のとおり第三者の専門業者に委託して測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認した上で、監督員に報告する。なお、改修工事の場合は、工事の完了後に測定する部屋をその着手前にも測定し、測定値を監督員に報告する。

(2)ア.ホルムアルデヒド

- (7) 測定方法は、次による。
なお、他の測定方法による場合は、採用した測定機器の特性等を考慮し、監督員と協議する。

- ・ パッシブ型採取機器によるDNPH誘導体固相吸着ノゾメック抽出ー高速液体クロマトグラフ法
- アクティブ型採取機器によるDNPH誘導体固相吸着ノゾメック抽出ー高速液体クロマトグラフ法

(4) 測定する室及び箇所（回数）		
室名	箇所数	回数/時期
多目的ホール兼図書室		
集会室		
事務SP		
相談室		
防音室		
乳幼児コーナー		
調乳・授乳室	—	—
オムツ交換SP		
遊戯室		
休憩室		
倉庫1		
倉庫2		
外倉庫		

イ.トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレン
(7) 測定方法
○ パッシブ型採取機器による固相吸着ノゾメック抽出法ーガスクロマトグラフ/質量分析法
・ アクティブ型採取機器による固相吸着ノゾメック抽出法ーガスクロマトグラフ/質量分析法
・ 容器採取ーガスクロマトグラフ/質量分析法
(4) 測定する室及び箇所（回数）
○ (1)ホルムアルデヒドのイによる。
・ 次による。

ウ.空気試料の採取方法等
空気試料の採取方法等は、原則として厚生労働省から示されている「室内空气中化学物質の採取方法と測定方法」による。
ただし、本工事に適用が困難な部分については、監督員と協議する。

エ.測定後の措置
測定の結果、厚生労働省の定める指針値を上回った場合の措置については、監督員と協議する。
※ 参考:対象物質の厚生労働省の指針値

ホルムアルデヒド	100 μ g/m3 (0.08ppm)	キシレン	200 μ g/m3 (0.05ppm)
		エチルベンゼン	3,800 μ g/m3 (0.88ppm)
トルエン	260 μ g/m3 (0.07ppm)	スチレン	220 μ g/m3 (0.05ppm)
			(両単位の換算は、25℃の場合による。)

第9節 しゅん功図書

1.9.1 完了時の提出図書

(1) 提出図書

ア.しゅん功図書は、次による。
○ 作成する（「1.9.2 しゅん功図」による。）
・ 作成しない。

イ.しゅん功写真は、次による。
・ 作成しない。
○ アルバムに編集し、監督員に提出する。アルバムの提出部数は、1部とする。
また、撮影場所、撮影枚数等は、次による。
なお、受注者はしゅん功写真の全ての著作権（「著作権法」（昭和45年法律第48号）第27条及び28条の権利を含む。）を発注者に譲渡すること。また、発注者の行為について人格権を行使しないこと。

ウ.保全に関する資料は、次による。
○ 作成する（「1.9.3 保全に関する資料」による。）
・ 作成しない。

1.9.2 しゅん功図

しゅん功図面の作成に当たっては、監督員の承諾を得て設計原因を複写訂正し、しゅん功原因図としてもよい。

種類、記入内容及び提出部数は、次による。

- (1) 電子データ版（OD-R等） 2部
(2) 焼付図 見開製本（A2） 1部（文字なし観音開き）
焼付図 見開製本（A3） 1部（文字入り観音開き）

1.9.3 保全に関する資料

- (1) 保全に関する資料の作成内容等は、次による。
ア.建物保全データ 電子データで2部
監督員より対象施設の設計時における建物保全データを受領し、しゅん功時に更新したものを提出する。
イ.その他の保全に関する資料
○ 付属品等引渡し通知書
○ 試験成績書
○ 官公署届出書類（副本）
○ 官公署届出書類の写し
○ 鋸・備品・工具リスト
○ 保証書
○ 建築物等の保守に関する説明書（機器取扱説明書、装置の運転説明書等）
※ 官公署届出書類及び保証書を除き、2部提出する。

工事名	日野市立まながんじ児童館改築外構工事		
図番	特-02	図名	特記仕様書2/3
		縮尺	
作成年月日	監理 日野市総務部建築営繕課		
訂正年月日	設計	株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第160988号 設計者 一級建築士 第267371号 豊野孝	

第21章 外構工事

第2節 舗装工事

21.2.1 路床

- (1) 路床の構成及び仕上がり
 ア (7) しゃ断層の厚さは、次による。
 ◎ 図面による。

21.2.2 路盤

- (1) ア 路盤の厚さは、次による。
 ◎ 図面による。
 .
 (2) 材料
 ア 路盤材料は、次による。
 ◎ 再生クラッシュラン RC-40 (品質については、「1.4.2 材料の品質等(8)」による。)
 ・ 再生粒度調整砕石 RM-40 (品質については、「1.4.2 材料の品質等(8)」による。)

21.2.4 コンクリート舗装

- (1) 舗装の構成及び仕上がり
 ア 舗装の構成及び厚さは、次による。
 ◎ 図面による。
 .
 (2) 材料
 ア コンクリートの種類、設計基準強度、スラブ及び粗骨材の最大寸法は、次による。
 ◎ 普通コンクリート 設計基準強度：18・21 スラブ：15・18
 (3) 施工

部 位		目地の種類	目地の間隔
◎歩行者通路	縦方向	・収縮目地 ◎突合せ目地 ・伸縮調整目地	3.0m程度
	横方向	◎収縮目地 ・突合せ目地 ・伸縮調整目地	4.0m程度

21.2.8 緑石及び側溝

- (1) 材料
 ア コンクリート緑石及び側溝の種類、形状、寸法等は、次による。

種類	形状、寸法等	使用箇所
緑石	図面による	園路
U形側溝	図面による	屋外運動場周辺

- ウ 地業の材料は、次による。
 ◎ 再生クラッシュラン (RC-40)

- (2) 施工
 ア 砂利地業の厚さは、次による。
 ◎ 図面による。

第3節 排水工事

21.3.1 共通事項

雨水浸透施設の敷設は、次によるほか、「東京都雨水貯留・浸透施設技術指針」及び「公共施設における一時貯留施設等の設置に係る技術指針」(東京都総合治水対策協議会)、並びに「外構工事設計要領(構内舗装・排水等編)」(東京都財務局建築保全部)を参照すること。
 ◎ 図面による。

21.3.2 材料

- (1) 排水管用材料の材種、管の種類・記号、呼び径等は、次による。

材種	管の種類・記号	呼び径等	使用箇所
・遠心力鉄筋コンクリート管	外圧管(1種)		
◎硬質ポリ塩化ビニル管	◎VP ・VU ・RS-VU	図面による	図面による

(注1) RS-VU (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管：JIS K9797)

(注2) DV (排水用硬質塩化ビニル管継手：JIS K6739)

(注3) VU継手 (屋外排水設備用硬質塩化ビニル管継手：AS 38)

第4節 その他の外部工事

21.4.2 門扉、フェンス等

- (2) 材料
 ア 金属製の格子フェンス及び門扉の種類、寸法、材質等は、次による。
 ◎ 図面による。
 イ ネットフェンスの種類、寸法等は、次による。
 ◎ 図面による。
 エ フェンスの基礎は、次による。
 ◎ 標準仕様書による。
 (3) 工法等
 オ 見え掛り部分及び埋込み部分の表面処理は、次による。
 ◎ 図面による。

21.4.4 運動施設

- (1) グランド、テニスコート等の材料及び仕上げは、次による。
 ◎ 不溶性土壌改良材混合土 厚=100 (※株式会社ハイクレア ソイレックス・プレミックス 同等品)

21.4.6 その他の外部工事

- (3) その他の外部工事は、次による。
 ◎ 図面による。

第22章 植栽及び屋上緑化工事

第1節 共通事項

22.1.3 植栽地の確認等

- (1) 土壌の水素イオン濃度(pH)、電気伝導度(EC、土壌中の水溶性塩類の量を示す。)等の試験は、次による。
 ◎ 行わない。
 ・ 次により行う。

第2節 植栽基盤

22.2.2 植栽基盤一般

- (1)(2)(4) 植栽基盤整備における植栽種別等は、次による。

植栽種別		有効土層の厚さ(cm)	工法	整備範囲
芝、地被類			・ A種 ・ B種 ・ C種 ◎ D種	植栽帯
樹木	12m以上		◎ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種	植栽帯
	7m以上12m未満			
	3m以上7m未満			
	3m未満			

- (5) 土壌改良材の適用は、次による。
 ・ 適用する。
 ◎ 適用しない。

22.2.3 材料

- (1) 植込み用土は、次による。
 ◎ 現場発生土の良質土
 ・ 客土

第3節 植樹

22.3.2 材料

- (2) 樹木の樹種、寸法、株立数及び刈込みものの適用並びに数量は、次による。
 ◎ 図面による。

22.3.3 新植の工法

- (4) 支柱は、次による。
 ◎ 添え柱形
 ・ 鳥居形
 ・ ハツ掛け形
 ・ 布掛け形
 ・ ワイヤー掛け形
 ・ 地下埋設形

22.3.4 新植樹木の枯補償

- (1) 新植樹木の枯補償の期間は、次による。
 ◎ 引渡しの日から1年とする。

22.3.6 移植樹木の枯損処置

- (1) 移植樹木の枯損処置の期間は、次による。
 ◎ 引渡しの日から1年とする。

第4節 芝張り、吹付けは種及び地被類

22.4.2 材料

- (2) 芝の種類は、次による。
 ◎ コウライシバ
 ・ ノシバ

22.4.3 芝張りの工法

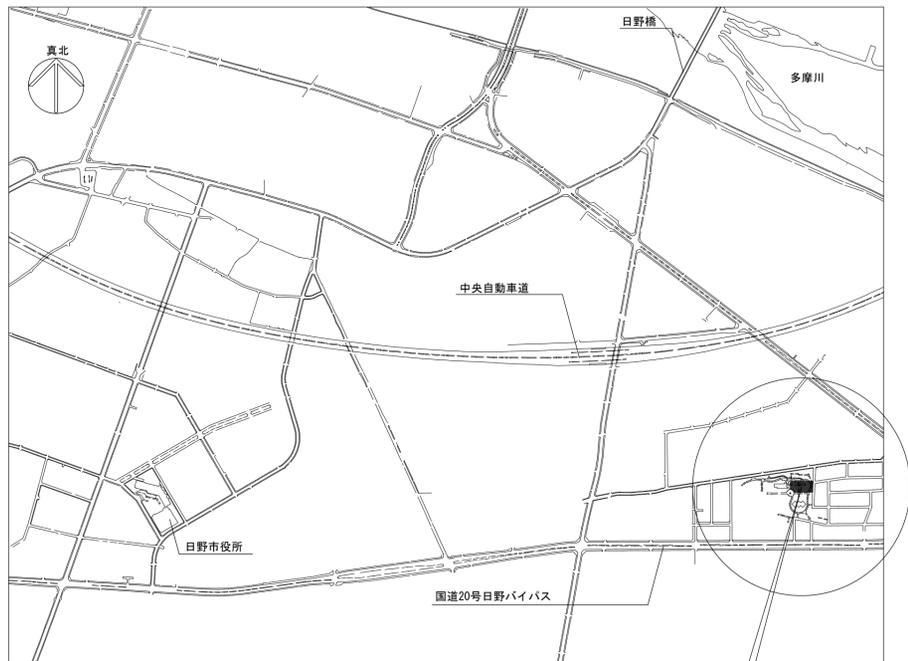
- (1) 芝張りの工法等は、次による。

工 法	使用箇所
・ 目地張り	
◎ べた張り	図面による

工事名	日野市立まんがんじ児童館改築外構工事			
図番	特-03	図名	特記仕様書3/3	縮尺
作成 年月日	監理 日野市総務部建築営繕課			
訂正 年月日	設計 株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝			

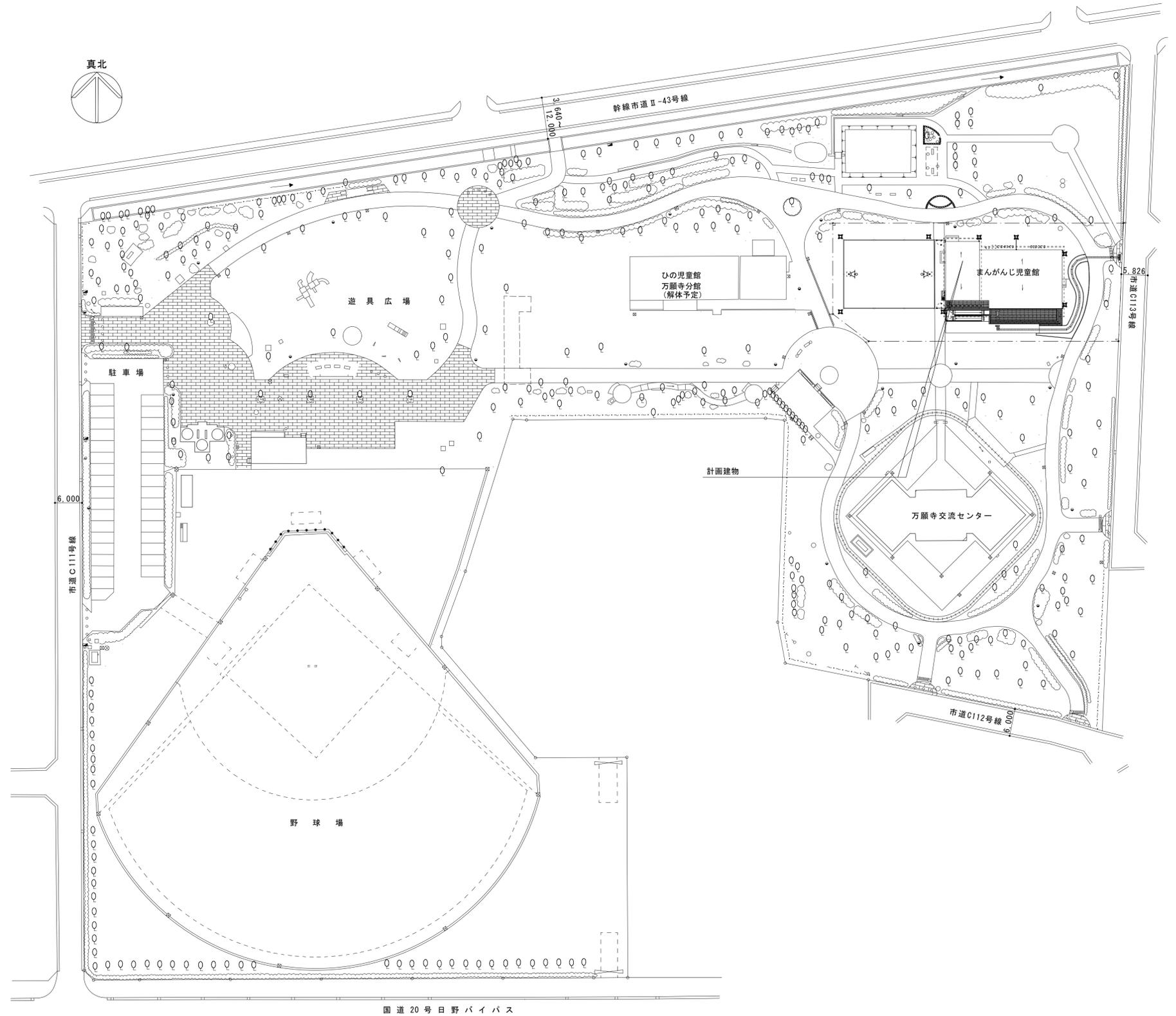
【設計概要】

所在地	東京都日野市万願寺四丁目20番地の12（万願寺中央公園内）
施設用途	児童館（児童福祉施設等）
構造	木造
規模	地上1階
敷地面積	1624.41㎡
建築面積	363.78㎡
延床面積	320.48㎡
用途地域	第一種低層住居専用地域
建ぺい率	50%
容積率	100%
防火規制	指定なし（法22条区域）
都市計画	市街化区域
その他	埋蔵文化財包蔵地該当 万願寺地区地区計画 宅地完成規制区域 都市計画公園



案内図 1 : 10000

所在地：東京都日野市万願寺四丁目20番地の12



配置図 1 : 500

工事名	日野市立まんがんじ児童館改築外構工事		
図番	G-01	図名	案内図・敷地図・設計概要 縮尺 A1 1:500 A3 1:1000
作成年月日	監理 日野市総務部建築営繕課		
訂正年月日	設計 株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝		

仕 上 表

外 部 仕 上 表		外 構		外 構		外 構		外 構		外 構		外 構	
屋 根 (5.0寸勾配)	仕上げ：カラーガルバリウム鋼板 t=0.4 横葺き (耐風圧仕様)	外 構	屋外テラス	再生木 3~4段	犬走り	コンクリート舗装	ネット支柱	鋼管柱 H=5m 溶融亜鉛メッキ仕上げ					
	下 地：構造用合板 t=12.0+改質アスファルトルーフィング		誘導ブロック300角・警告ブロック300角				上部防球ネット	変形金網					
	天井断熱材：グラスウール10K t=100×2+気密シート0.1mm 屋根断熱：グラスウール10K t=120+80+気密シート0.1mm		スロープ	床：コンクリート剛毛引き t=20			下部防球ネット	ポリエチレンネット40mm目					
	水 切：軒先、ケラバ共 ガルバリウム鋼板 t=0.4			外部用2段手摺：SUS (上段φ40・下段φ34)			出入口(1)	鋼材門扉 (両開き)					
	軒 樋：h ¹ /m ² 90型角形 幅118mm(落水口：塩ビ製φ100) 壁 樋：硬質塩化ビニルパイプφ100			警告ブロック300角	北側土間	踏 面：モルタル金ゴテ	出入口(2)	鋼材門扉 (片開き)					
	軒 裏：化粧繊維混入けい酸カルシウム板 t=12.0 (木目調)												
	破風板：繊維混入セメント押出成形板 t=16.0												
	防火通気見切縁：塗装溶融55%アルミニウム 亜鉛合金めっき鋼板 (軒天井板12mm対応品)												
	その他：雪止め金物 (メッキ塗装品)、太陽光パネル留付け金具												
外 壁	仕上げ：窯業系平型スレート t=5.5 (通気パネル工法) 張分部分：窯業系サイディングt=16.0 横張 胴縁+5mm金具												
	下地：構造用 JIS A 5440 火山性ガラス質複層板 t=9.0の上、通気層+透湿防水紙 t=15.0												
	断熱材：高性能グラスウール16K t=100												
	根廻り：コンクリート打ち放し (ビットまわりけい酸質系塗布防水)												
	水 切：ガルバリウム鋼板 t=0.35												
床	厚合板 24mm (遊戯室：構造用合板 12mm)												
	断熱材：押出法ポリスチレンフォーム保温板3種 t=100 (遊戯室：押出法ポリスチレンフォーム保温板3種 t=25)												

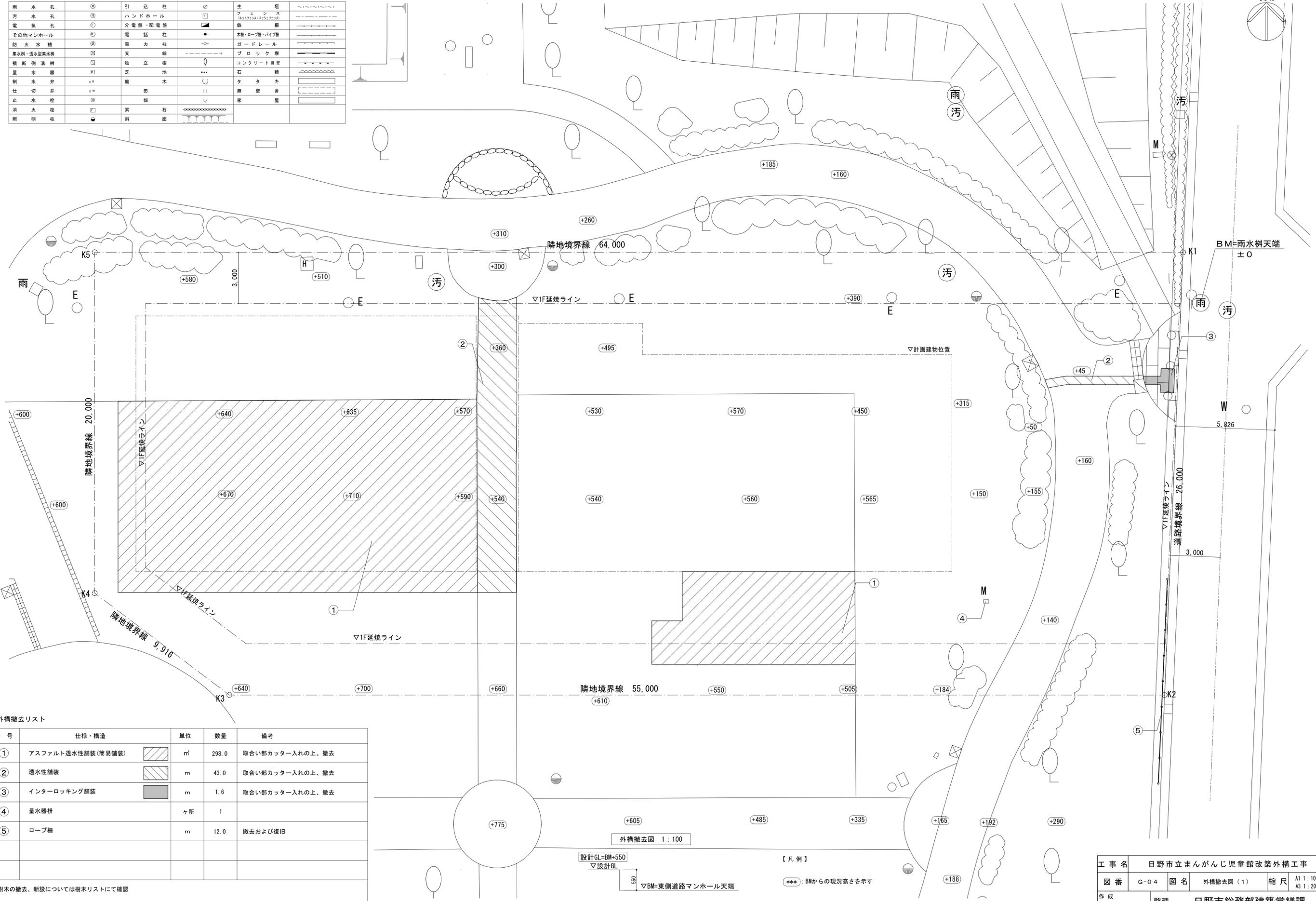
内 部 仕 上 表										内装仕上 (塗装を含む) は、全て F☆☆☆☆ 建材とする。天井裏に使用する建材は、全てF☆☆☆☆以上とする。									
階	室 名	床	巾木	H	壁	天 井	廻り縁	H	備 考										
										1階	エントランス	特類(常湿耐水仕様)合板 t=24.0の上、ビニル床シート t=2.0 (防汚)	ソフト巾木	60	GB-R t=12.5+9.5の上、ビニルクロス	GB-R t=9.5+ビニルクロス	塩ビ	2.700	多摩産材壁面ルーバー (OSCL)
ホール	特類(常湿耐水仕様)合板 t=24.0の上、ビニル床シート t=2.0	ソフト巾木	60	GB-R t=12.5+9.5の上、ビニルクロス	GB-R t=9.5+ビニルクロス	塩ビ	2.700	カウンター、靴箱											
多目的ホール兼図書室	T-1合板 t=24.0の上、ビニル床タイル t=2.0	ソフト巾木	60	GB-R t=12.5+9.5の上、ビニルクロス	GB-R t=9.5+DR t=15 (一部GB-R t=9.5+ビニルクロス)	塩ビ	2.700 ~ 3.000	収納棚(カウンター下) 化粧柱(面取り) 120角×1本 浸透性木材保護塗装											
集会室	T-1合板 t=24.0の上、ビニル床シート t=2.0	ソフト巾木	60	GB-R t=12.5+9.5の上、ビニルクロス ※キッチン裏 GB-S t=12.5+9.5の上、化粧ケイカル板 t=6.0	GB-R t=9.5+DR t=15	塩ビ	2.700	可動間仕切り(軽量)、キッチン(1H2口・吊戸棚)(機械設備工事) 床下点検口(気密・断熱型)											
乳幼児コーナー	T-1合板 t=24.0の上、ビニル床シート t=2.0	ソフト巾木	60	GB-R t=12.5+9.5の上、ビニルクロス	GB-R t=9.5+DR t=15	塩ビ	2.700												
調乳・授乳室	T-1合板 t=24.0の上、ビニル床シート t=2.0	ソフト巾木	60	GB-R t=12.5+9.5の上、ビニルクロス	GB-R t=9.5+ビニルクロス	塩ビ	2.400	調乳用温水器(シンク一体型)(機械設備工事) 床下点検口(気密・断熱型)											
オムツ交換SP	T-1合板 t=24.0の上、ビニル床シート t=2.0	ソフト巾木	60	GB-R t=12.5+9.5の上、ビニルクロス	GB-R t=9.5+ビニルクロス	塩ビ	2.400												
防音室	T-1合板 t=24.0の上、ビニル床シート t=2.0	ソフト巾木	60	GW t=100+遮音シート t=2.8+GB-R t=12.5+GW t=50+ GB-R t=12.5+9.5の上、ビニルクロス 詳細図参照(A-24)	GW t=50+GB-R t=9.5+DR t=15	塩ビ	2.700												
遊戯室	鋼製下地+構造用合板 t=12.0の上、体育館専用フローリング t=15.0	木製巾木	60	GB-R t=12.5+化粧合板 t=12(難燃仕様) FL+2400から上 有孔合板t=12(難燃仕様)+EP(色：ホワイト)	有孔合板 t=12(難燃仕様)+EP(色：ホワイト)	—	6.100	間仕切りネット、バスケットゴール(壁付け) バトミントン用ポスト、大型ミラー(強化ガラス) 化粧柱(面取り) 180×240×5本 浸透性木材保護塗装	天井点検口(気密・断熱タイプ) 2カ所										
事務SP	T-1合板 t=24.0の上、OAフロア+ビニル床タイル t=5.0	ソフト巾木	60	GB-R t=12.5+9.5の上、ビニルクロス	GB-R t=9.5+DR t=15	塩ビ	2.700	カウンター、吊戸棚、収納棚(カウンター下)											
相談室	T-1合板 t=24.0の上、ビニル床シート t=2.0	ソフト巾木	60	GB-R t=12.5+9.5の上、ビニルクロス	GB-R t=9.5+DR t=15	塩ビ	2.700												
休憩室	T-1合板 t=24.0の上、ビニル床シート t=2.0	ソフト巾木	60	GB-R t=12.5+9.5の上、ビニルクロス	GB-R t=9.5+DR t=15	塩ビ	2.400	天井点検口(気密・断熱タイプ) 1カ所											
廊下	T-1合板 t=24.0の上、フロアタイル t=2.0	ソフト巾木	60	GB-R t=12.5+9.5の上、ビニルクロス ※手洗い器裏はGB-S	GB-R t=9.5+DR t=15	塩ビ	2.700												

凡例						防火材料等認定番号		
RC	鉄筋コンクリート	X-1	レハ系塗膜防水 (平場)	SOP	合成樹脂調合ペイント塗	不燃	GB-R t=12.5	NM-8619
CB	コンクリートブロック	X-2	レハ系塗膜防水 (立上り及び窓木天端)	GP	耐候性塗料塗 (フッ素樹脂)		GB-S t=12.5	NM-9639
ALC	ALCパネル			EP	合成樹脂エマルジョンペイント塗		GB-F t=12.5	NM-8615
C	コンクリート下地	GB-R	せっこうボード (LGS下地)	EP-G	ツヤ有り合成樹脂エマルジョンペイント塗		化粧繊維混入けい酸カルシウム板 t=12.0	NM-8579
M	下地モルタル	GB-R (GL)	せっこうボード (直張工法)	AP	合成樹脂系内装仕上塗材 (非汚染性アクリル樹脂)		ケイカル板 t=6	NM-1217
防水M	防水モルタル	GB-D	化粧せっこうボード	UC	ウレタン樹脂クリアー塗り		DR t=15.0	NM-8599
LGS	軽量鉄骨下地	GB-F	強化せっこうボード		浸透性木材保護塗装	準不燃	GB-R t=9.5	QM-9828
S	鋼製下地	GB-S	シージングせっこうボード	OSUC	オイルステイン拭取+ポリウレタン塗 (艶消)		GB-D t=9.5	QM-0524
W	木製下地	ケイカル板	ケイ酸カルシウム板	DR	岩綿吸音板		GB-S t=9.5	QM-9826
		UF	吹付硬質ウレタンフォーム	CR	カーテンレール (W) : ダブル (S) : シングル		ビニルクロス	QM-0803
				(別)	別途工事		EP (合成樹脂エマルジョンペイント塗)	QM-9816

工事名	日野市立まanganji児童館改築外構工事		
図番	G-02	図名	仕上表
縮尺	A1 1:100	A3 1:200	
作成年月日	監理 日野市総務部建築営繕課		
訂正年月日	設計 株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野 孝		

凡例

雨水孔	◎	引込柱	○	生垣	——
汚水孔	⊙	ハンドホール	□	フェンス (ボルト固定・メッシュ)	——
電気孔	⊖	分電盤・配電盤	■	鉄柵	——
その他マンホール	⊕	電話柱	◆	木柵・ロープ柵・パイプ柵	——
防火水槽	⊗	電力柱	◇	ガードレール	——
集水溝・透水性集水溝	⊠	支柱	—	ブロック塀	——
横断側溝	⊡	独立樹	○	コンクリート擁壁	——
量水器	⊞	芝地	...	石積	——
制水弁	○*	庭木	○	タタキ	——
仕切弁	○*	田		無壁舎	——
止水栓	⊖	畑	∨	家屋	——
消火栓	⊞	累石	⊞		
照明柱	●	斜面	——		



外構撤去リスト

番号	仕様・構造	単位	数量	備考
①	アスファルト透水性舗装(簡易舗装)	m ²	298.0	取合い部カッター入れの上、撤去
②	透水性舗装	m ²	43.0	取合い部カッター入れの上、撤去
③	インターロッキング舗装	m ²	1.6	取合い部カッター入れの上、撤去
④	量水器	ヶ所	1	
⑤	ロープ柵	m	12.0	撤去および復旧

※樹木の撤去、新設については樹木リストにて確認

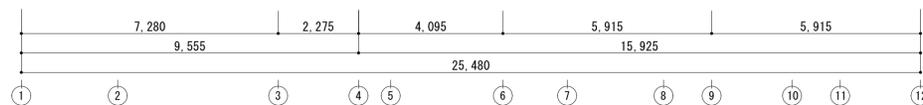
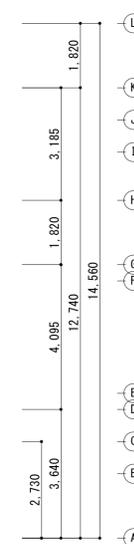
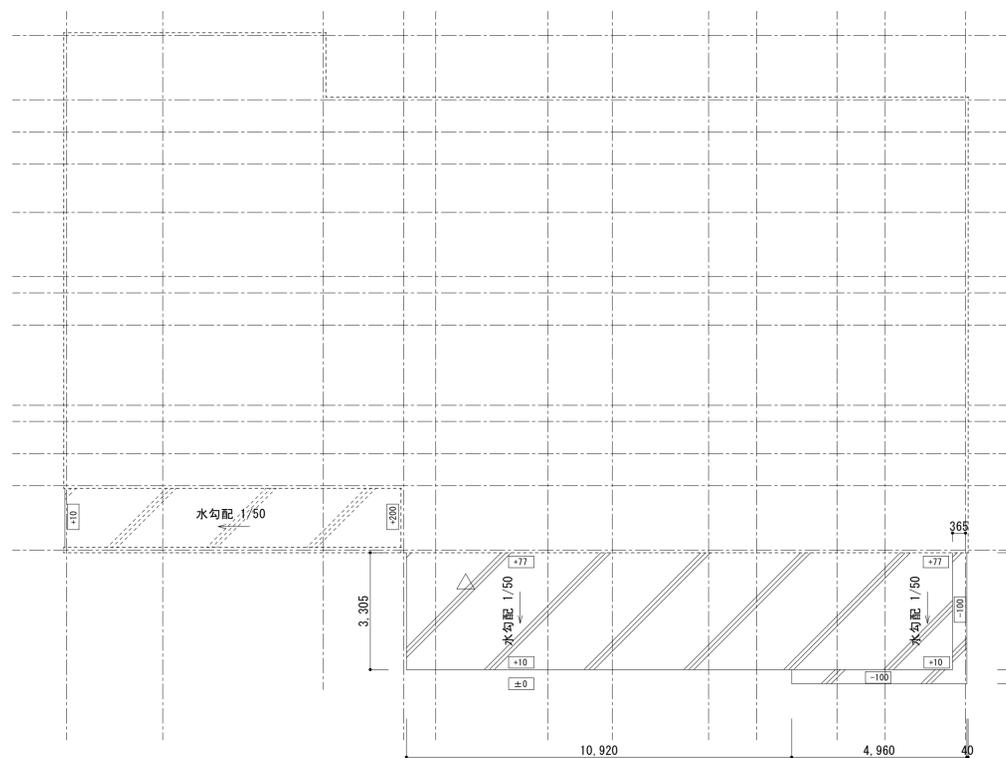
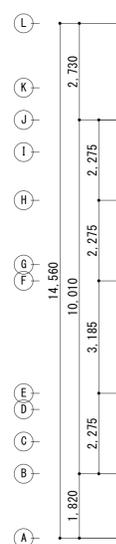
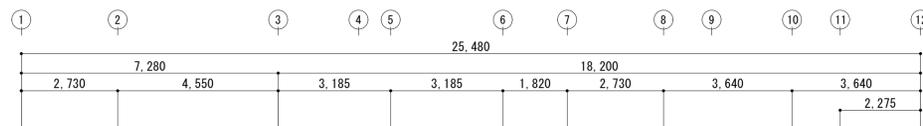
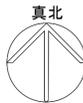
外構撤去図 1:100

設計GL=BM+550
▽設計GL
▽BM=東側道路マンホール天端

【凡例】

***: BMからの現況高さを示す

工事名	日野市立まがし児童館改築外構工事		
図番	G-04	図名	外構撤去図(1)
縮尺	A1 1:100 A3 1:200	作成	監理 日野市総務部建築営繕課
設計	株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝	訂正	



基礎伏図 1:100

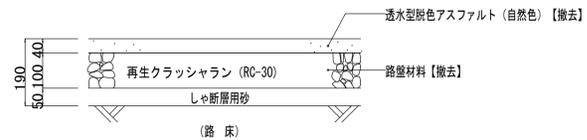
設計GL=BM+550
 ▼設計GL
 ▼BM=東側道路マンホール天端

【凡例】

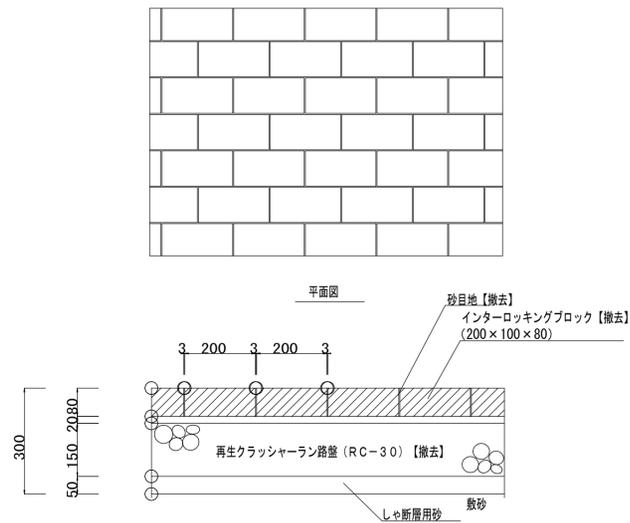
- ***: 設計GLからの高さを示す
- : 基礎天端 設計GL+364を示す
- ▨: 基礎天端 設計GL+410を示す
- ⊠: 床下換気口
- ⊞: 人道口
- コンクリート Fc: 24 N/mm²

工事名	日野市立まanganji児童館改築外構工事		
図番	G-03	図名	基礎伏図
縮尺	A1 1:100	A3 1:200	
作成	年月日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年月日	設計	株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 野野孝

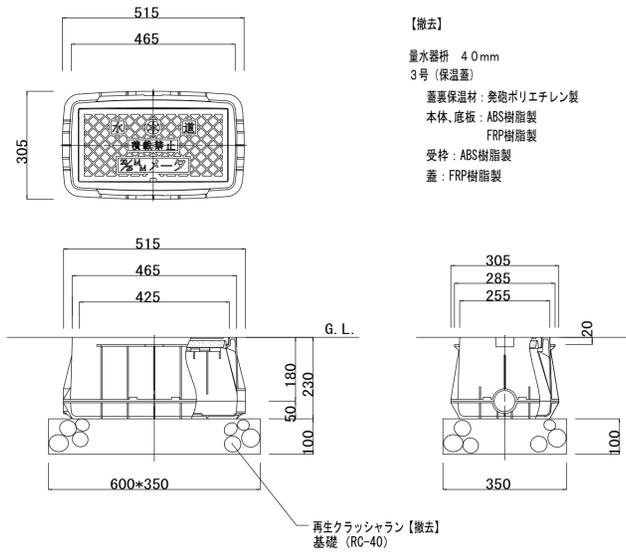
透水性舗装



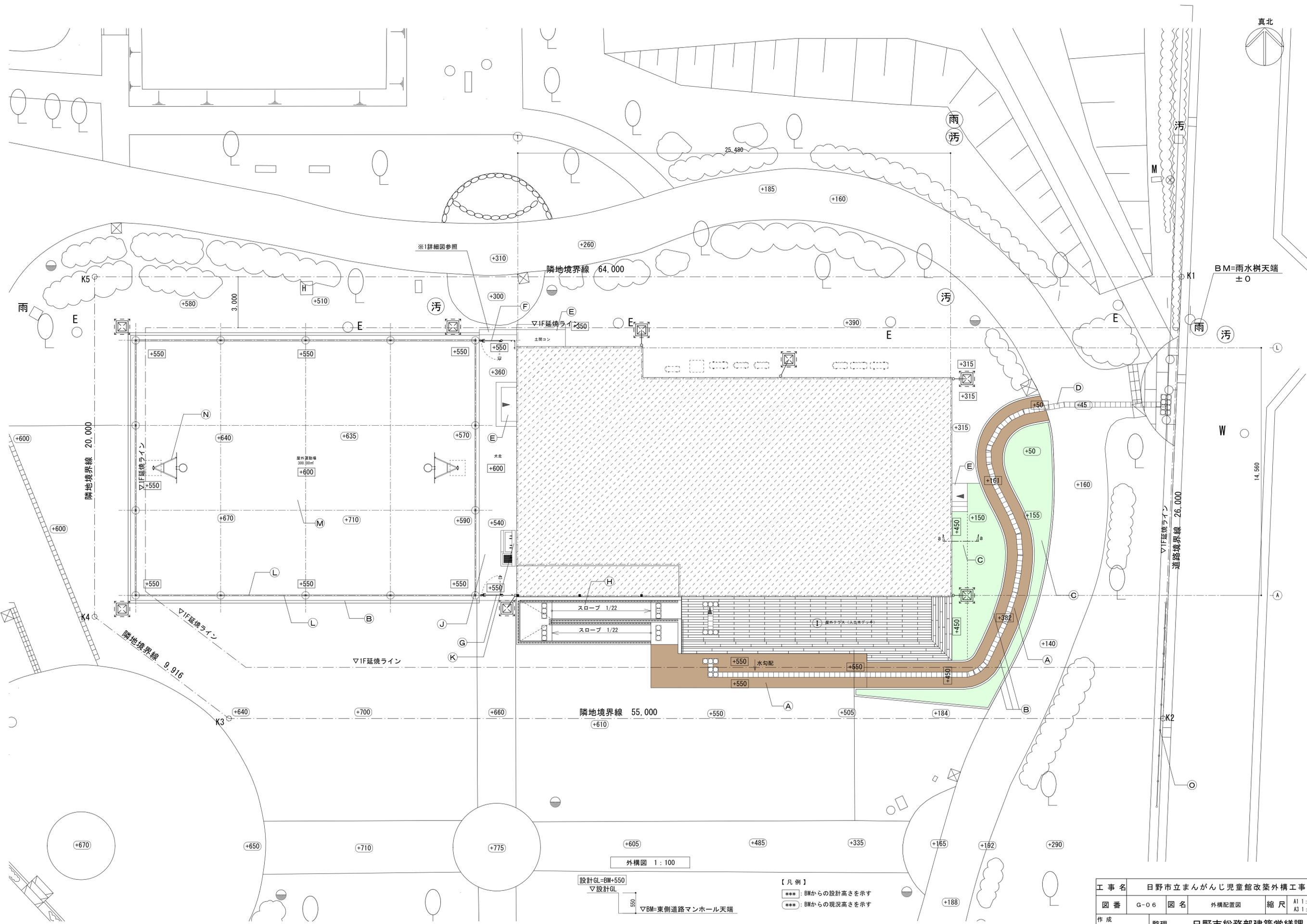
インターロッキング舗装



量水器柵



工事名	日野市立まanganじ児童館改築外構工事		
図番	G-05	図名	外構撤去図(2) 縮尺
作成 年月日	監理 日野市総務部建築営繕課		
訂正 年月日	設計 株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝		



設計GL=BM+550
 ▼設計GL
 550
 ▼BM=東側道路マンホール天端

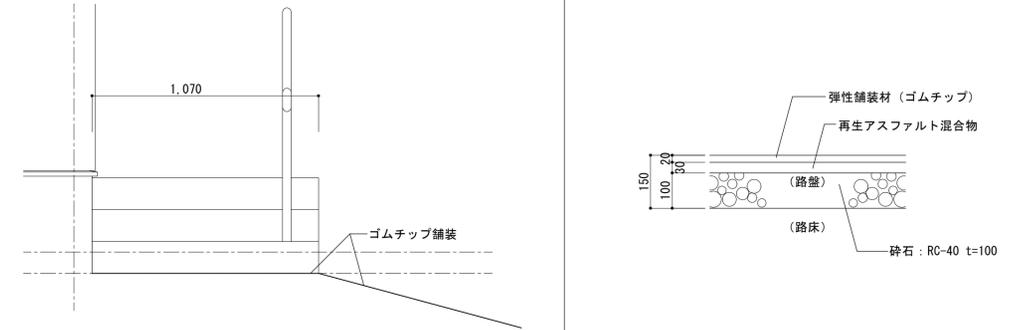
【凡例】
 ***: BMからの設計高さを示す
 ***: BMからの現況高さを示す

工事名	日野市立まanganji児童館改築外構工事		
図番	G-06	図名	外構配置図
縮尺	A1 1:100 A3 1:200	作成	監理
年 月 日		設計	日野市総務部建築営繕課
訂正		設計	株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝

外構新設リスト

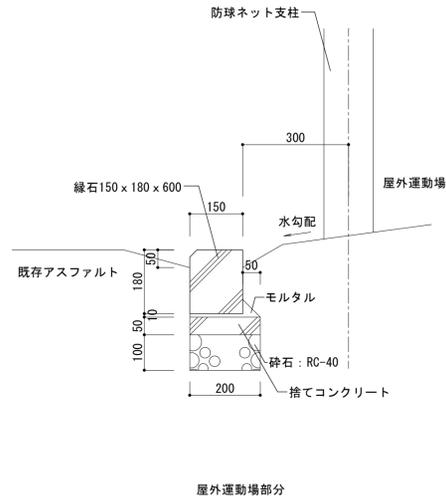
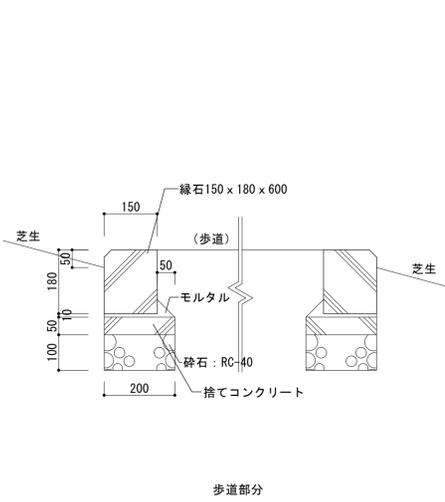
番号	仕様・構造	単位	数量	備考	番号	仕様・構造	単位	数量	備考	
(A)	ゴムチップ舗装	m ²	66.0	※詳細図参照	(J)	犬走	m ²	35.0	※詳細図参照	
(B)	緑石ブロック	m	136.0	※詳細図参照	(K)	手足洗い場	ヶ所	1	※詳細図参照	
(C)	芝生	m ²	51.0	※詳細図参照	(L)	防球ネット	式	1	※詳細図参照	
(D)	誘導ブロック舗装	点状ブロック	枚	27	※詳細図参照	(M)	不溶性土壌改良材混合土 t=100	m ²	320.0	※詳細図参照
		線状ブロック	枚	137						
(E)	コンクリートステップ	式	1	※詳細図参照	(N)	バスケットゴール	ヶ所	2	※詳細図参照	
(F)	フェンス+片開き門扉 H=3000	m	2.4	※詳細図参照	(O)	ロープ柵	m	12	※詳細図参照	
(G)	フェンス+片開き門扉 H=3000	m	2.4	※詳細図参照						
(H)	スロープ	式	1	※詳細図参照						
(I)	屋外テラス	式	1	※詳細図参照						

a-a断面図

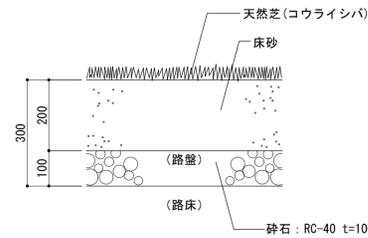


(A) ゴムチップ舗装 1/10

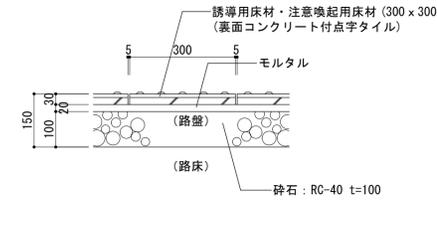
(B) 緑石ブロック 1/10



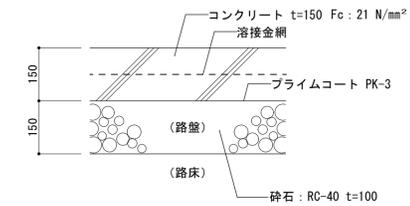
(C) 芝生 1/10



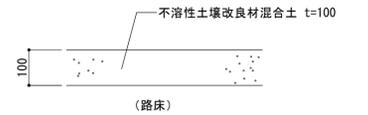
(D) 誘導ブロック舗装 1/10



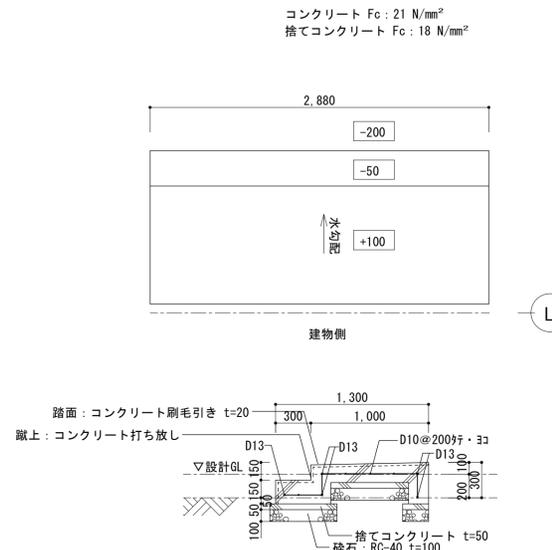
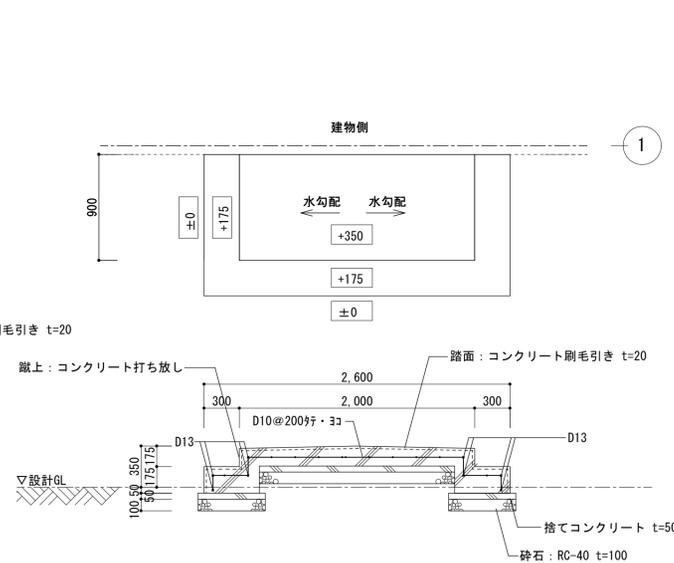
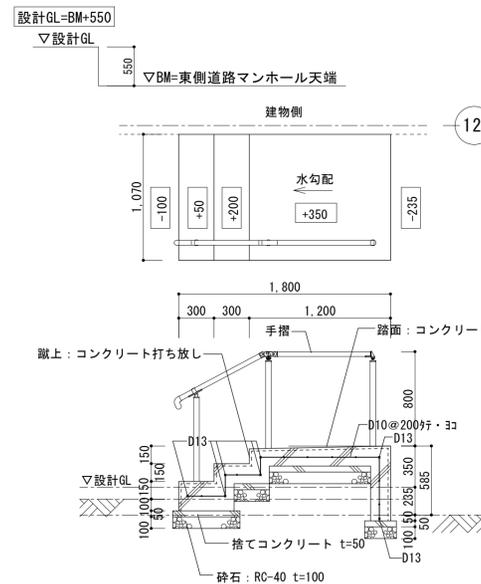
(J) 犬走 1/10



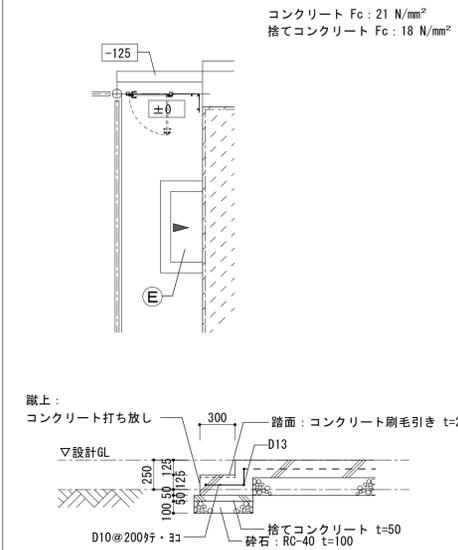
(M) 不溶性土壌改良材混合土 1/10



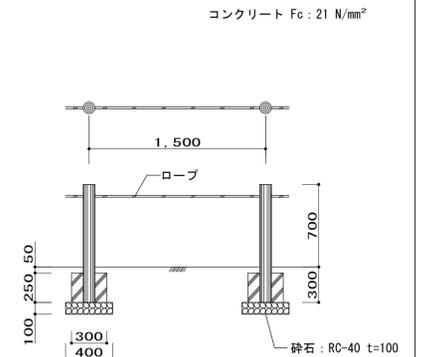
(E) コンクリートステップ 1/30



※1詳細図 1/30

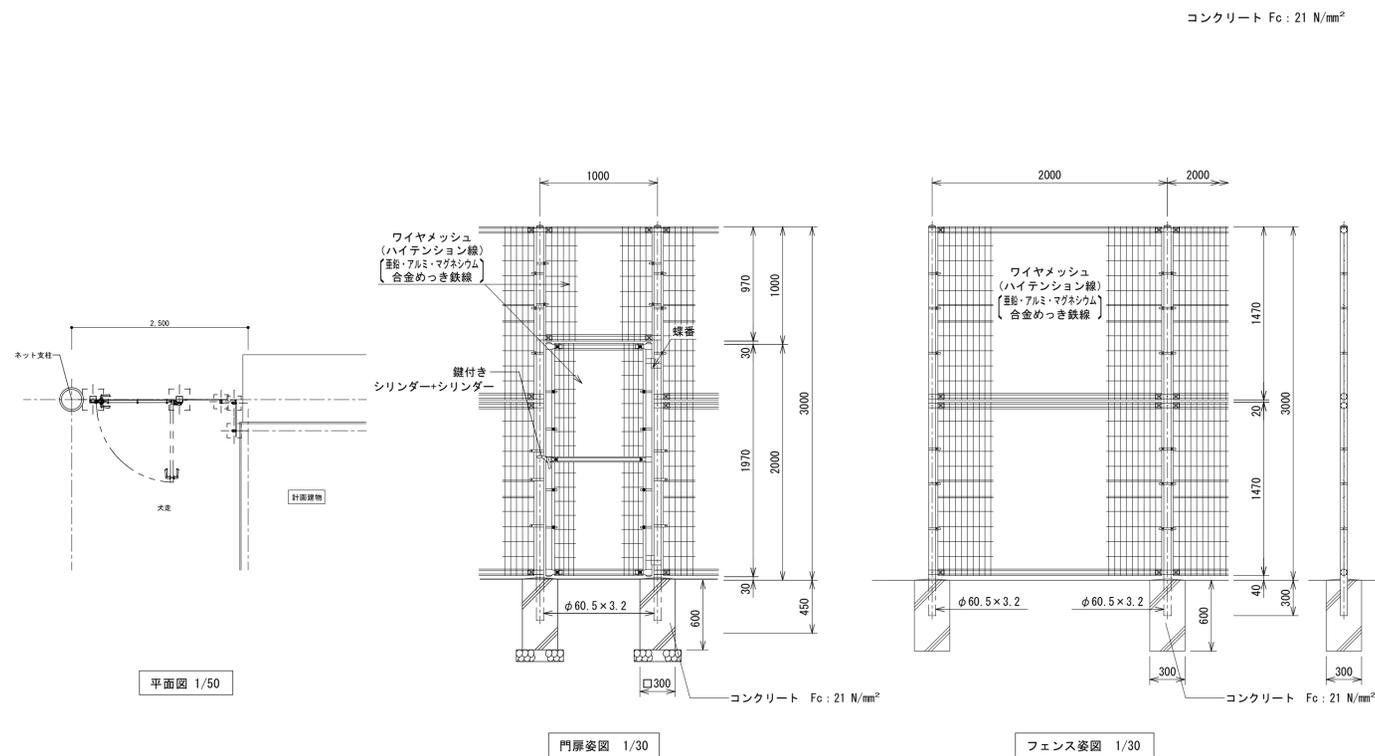


(O) ロープ柵 1/10

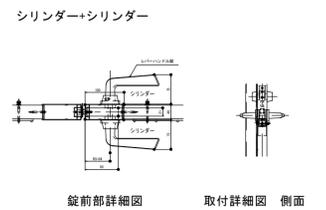
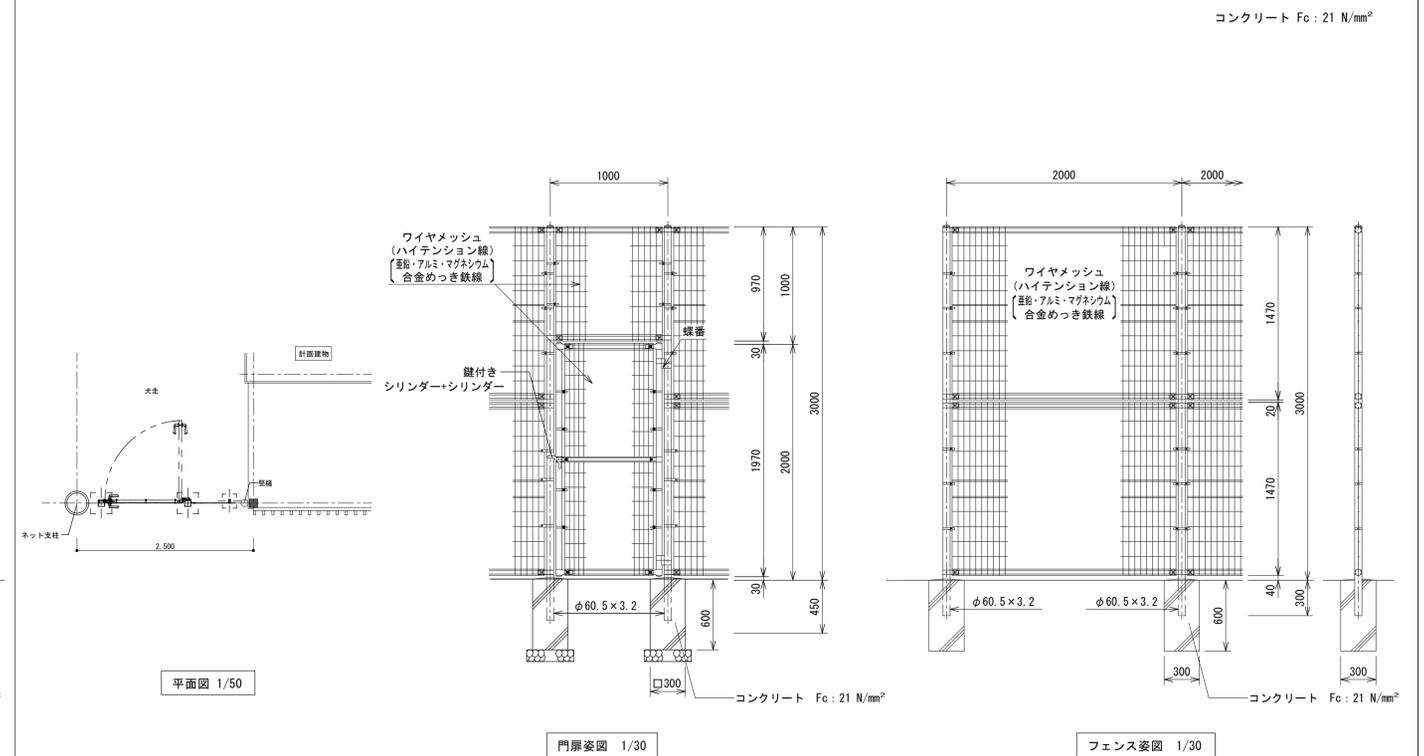


工事名	日野市立まがじ児童館改築外構工事		
図番	G-07	図名	外構詳細図(1)
縮尺	A1 1:10 A3 1:20		
作成	監理 日野市総務部建築営繕課		
訂正	設計 株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝		

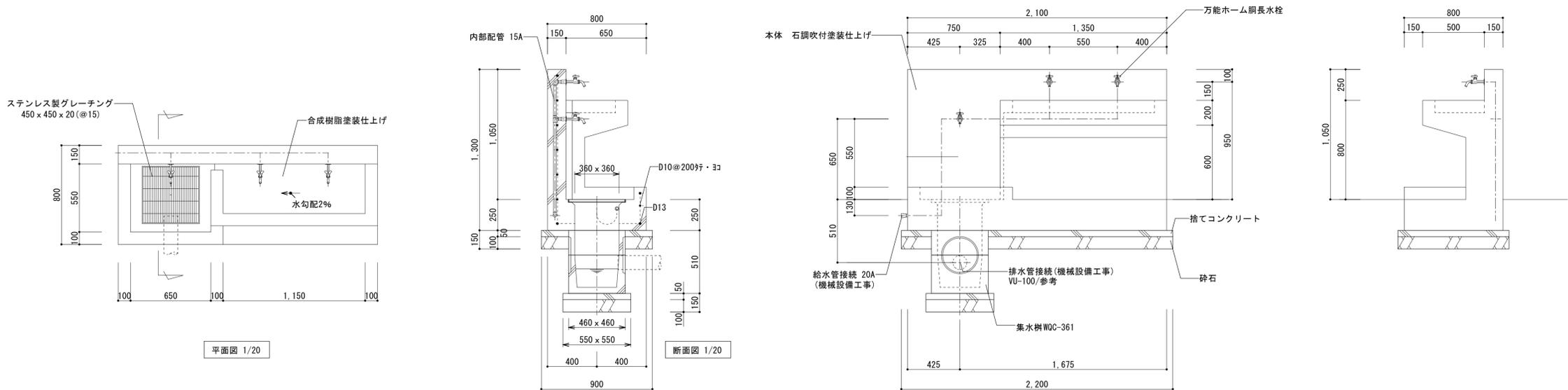
F 北側フェンス 詳細図



G 南側フェンス 詳細図

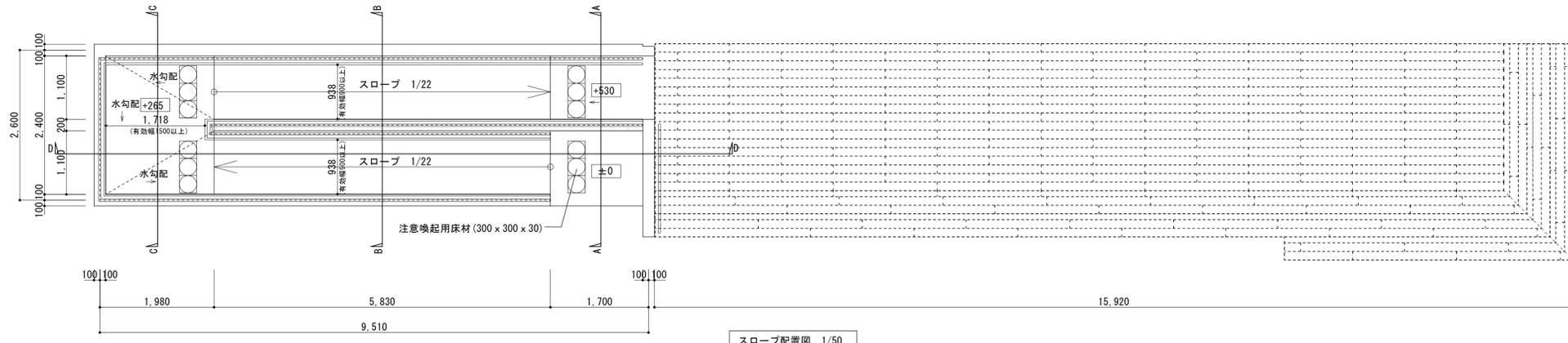


K 屋外手足洗い場 詳細図 1/20 ※参考品番 : WAC-1020

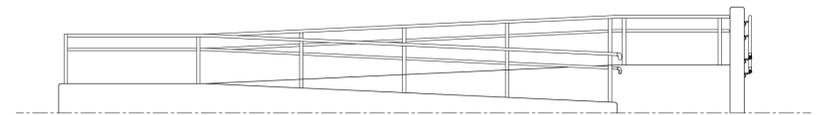


工事名	日野市立まがじ児童館改築外構工事		
図番	G-08	図名	外構詳細図 (2)
縮尺	A1 1:30	A3 1:60	
作成	年月日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年月日	設計	株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝

コンクリート Fc : 21 N/mm²
捨てコンクリート Fc : 18 N/mm²



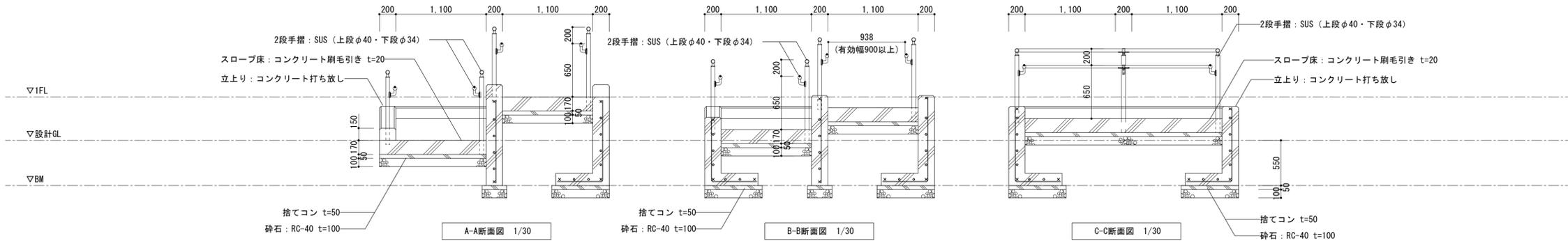
スロープ配置図 1/50



スロープ姿図 1/50

【バリアフリー条例】

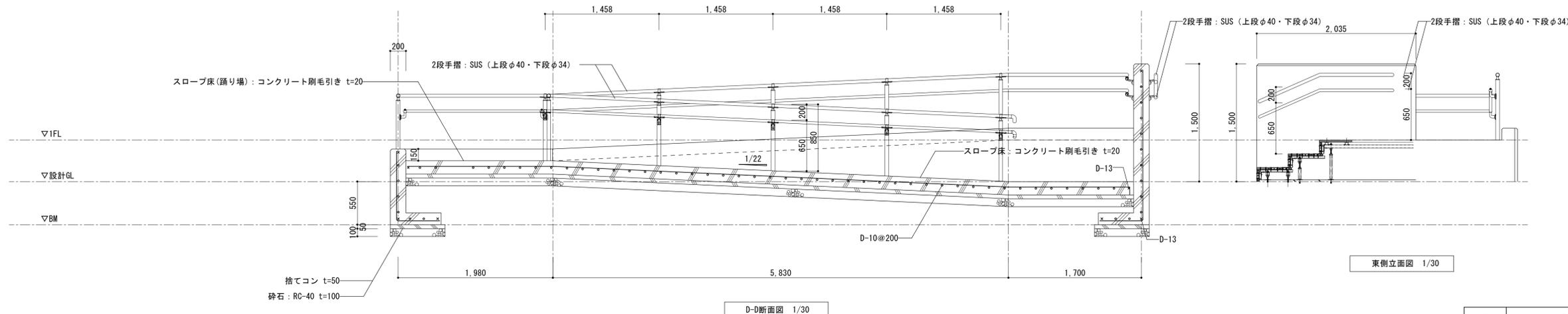
- ・路面の端部とその周囲とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能とすること。
- ・段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- ・スロープの前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能とすること。



A-A断面図 1/30

B-B断面図 1/30

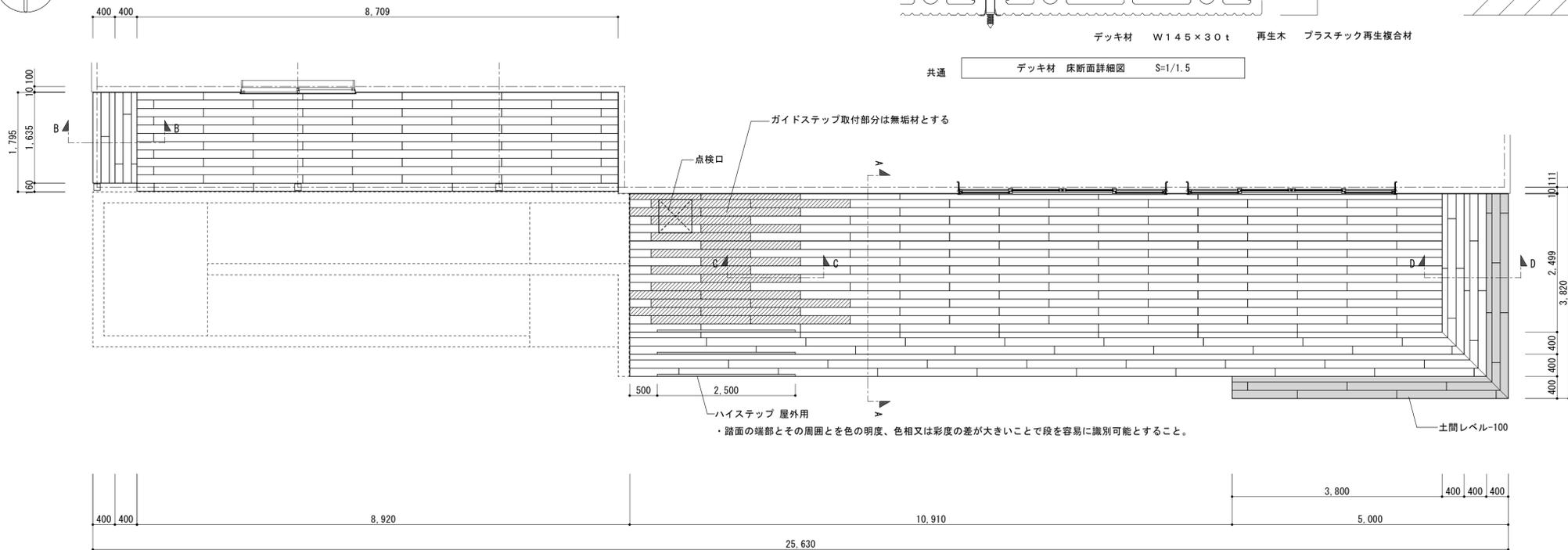
C-C断面図 1/30



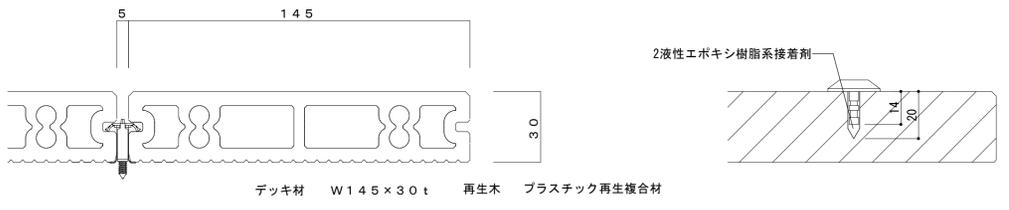
東側立面図 1/30

D-D断面図 1/30

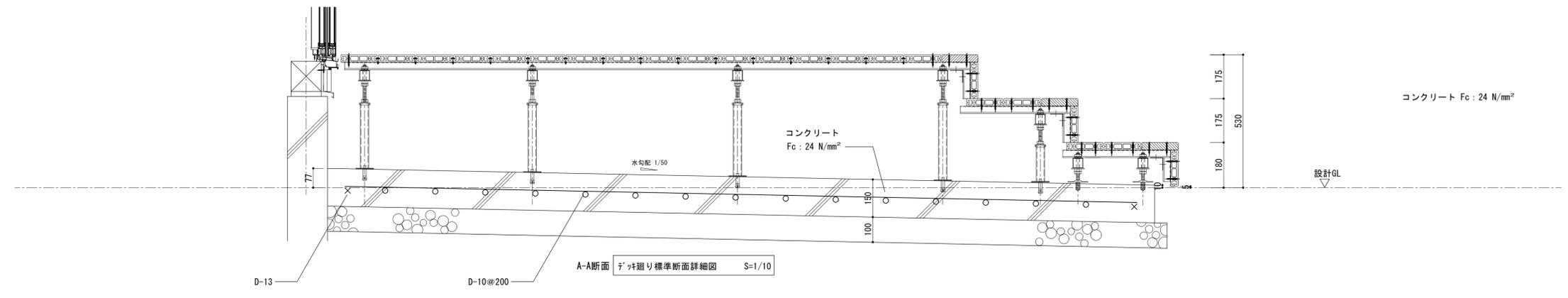
工事名	日野市立まanganじ児童館改築外構工事		
図番	G-09	図名	外構詳細図 (3)
縮尺	A1 1:30	A3 1:60	
作成	年月日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年月日	設計	株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝



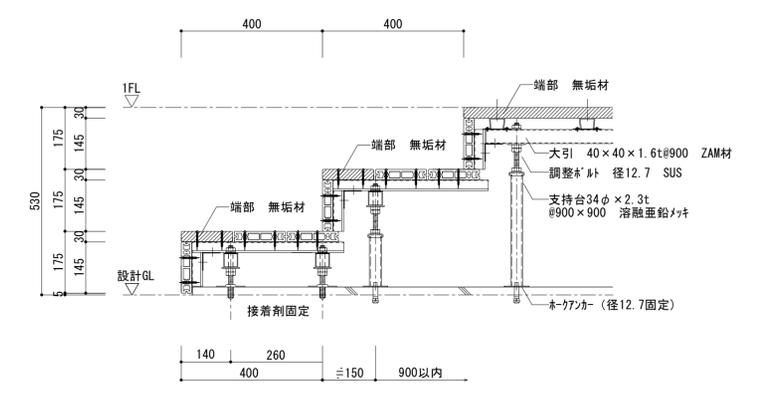
屋外テラス平面図 1/50



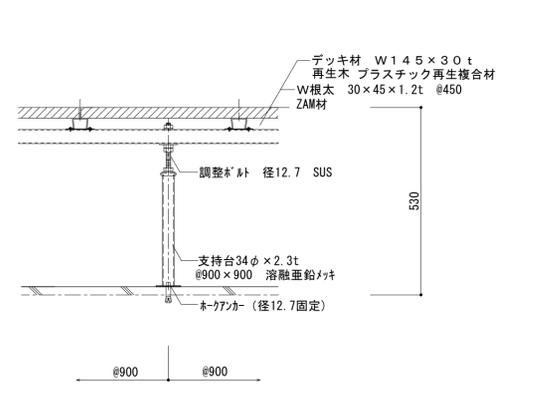
デッキ材 床断面詳細図 S=1/1.5



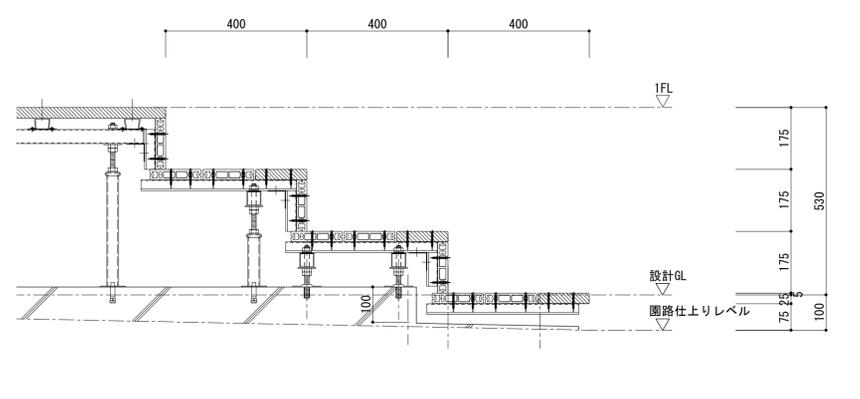
A-A断面 デッキ廻り標準断面詳細図 S=1/10



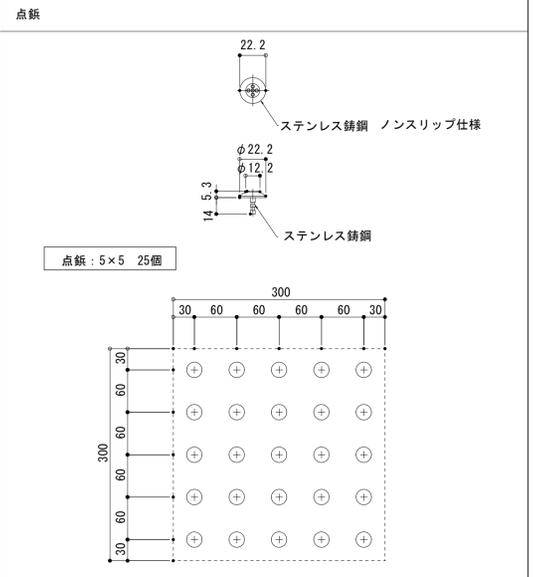
B-B断面 デッキ端部廻り断面詳細図 S=1/10



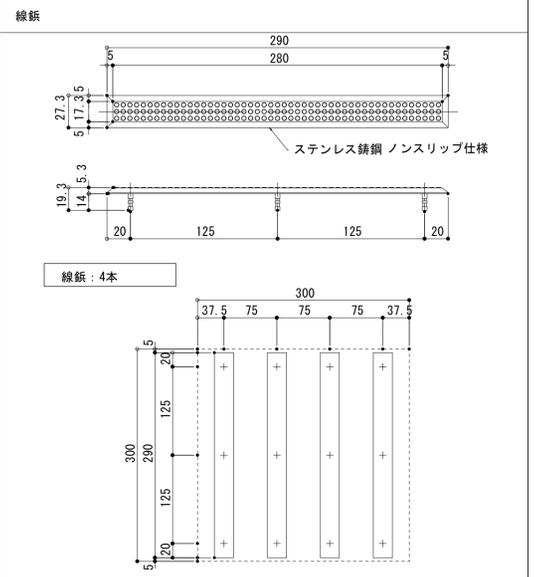
C-C断面 デッキ目地廻り断面詳細図 S=1/10



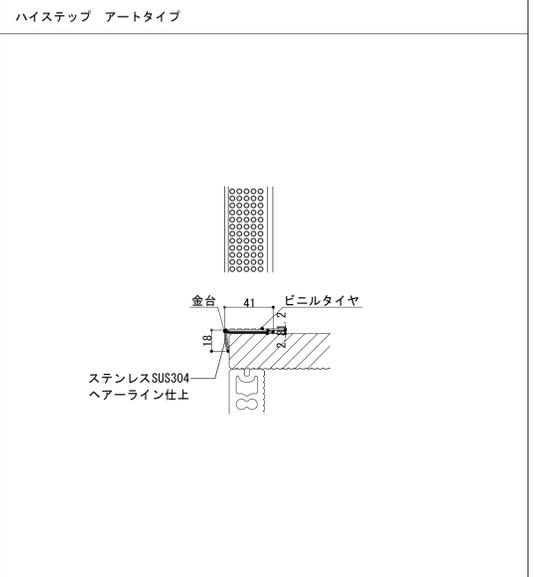
D-D断面 デッキ端部廻り断面詳細図 S=1/10



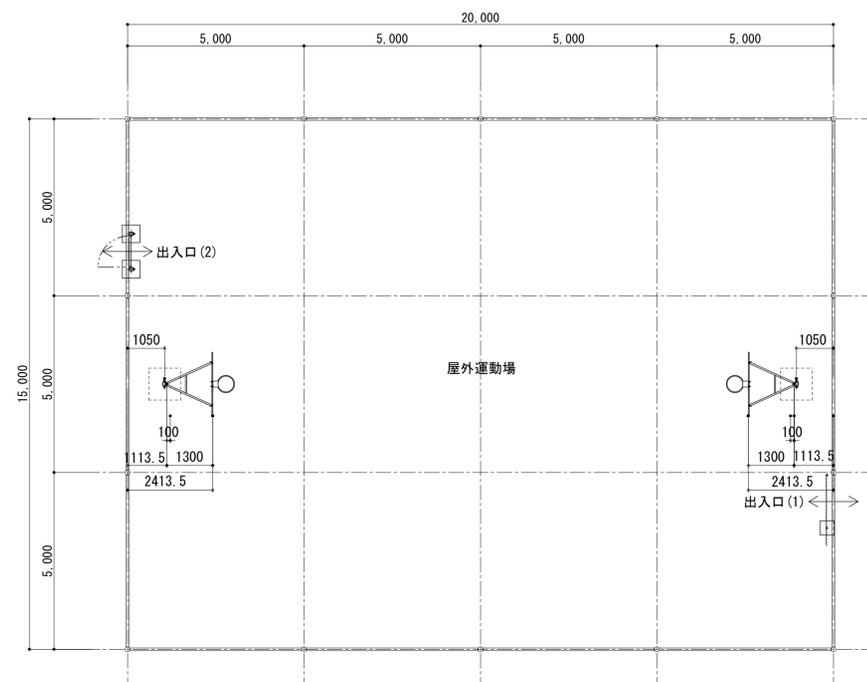
点鉄 : 5x5 25個



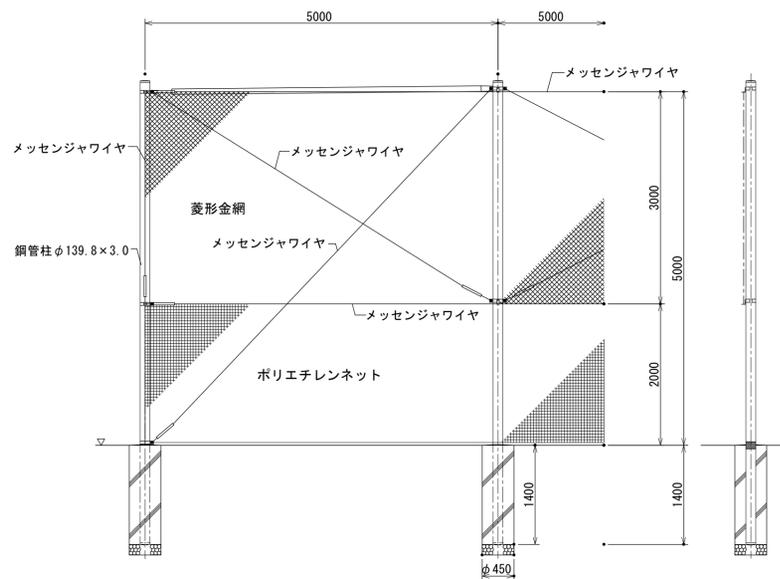
線鉄 : 4本



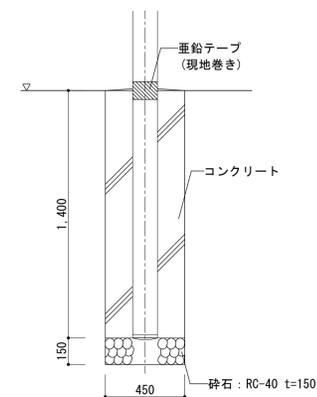
工事名	日野市立まがじ児童館改築外構工事		
図番	G-10	図名	外構詳細図(4)
縮尺	A1:100	A3:200	
作成	年月日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年月日	設計	株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝



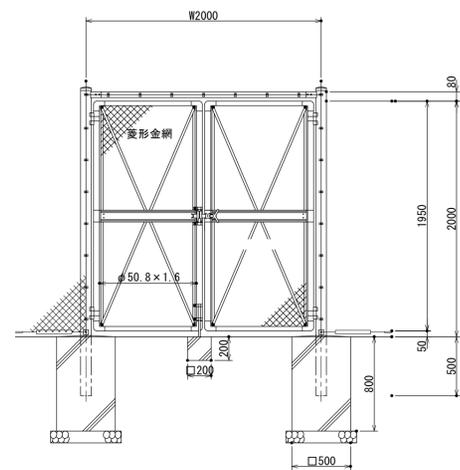
防球ネット平面図 1:100



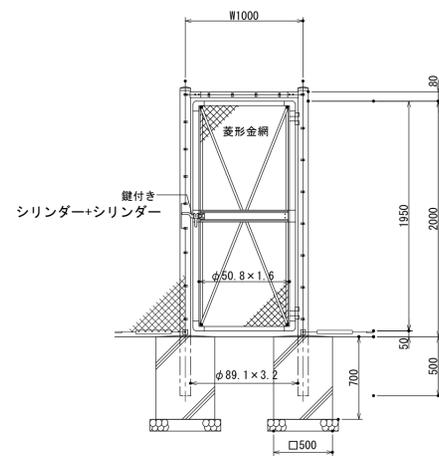
防球ネット立面図 1:50



鋼管柱 基礎詳細図 1:20



出入口(1)詳細図 1:30

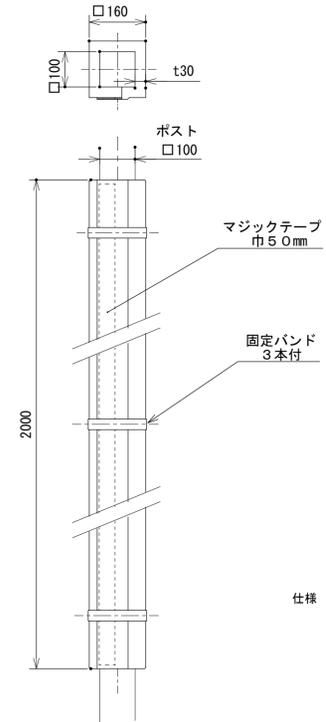
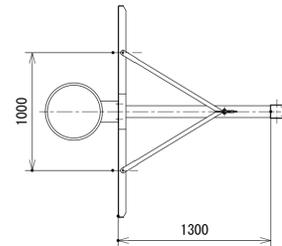
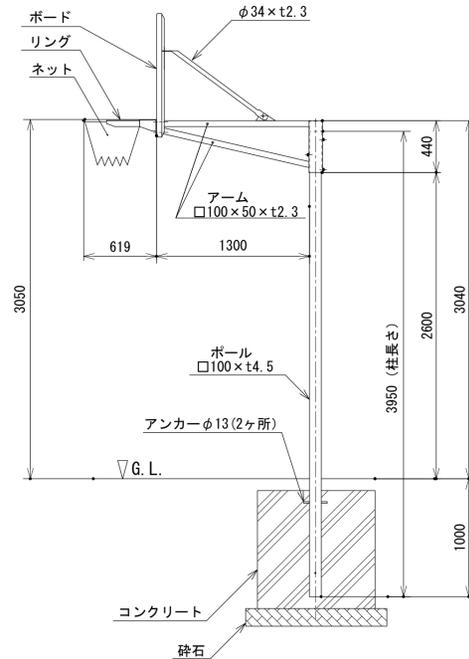
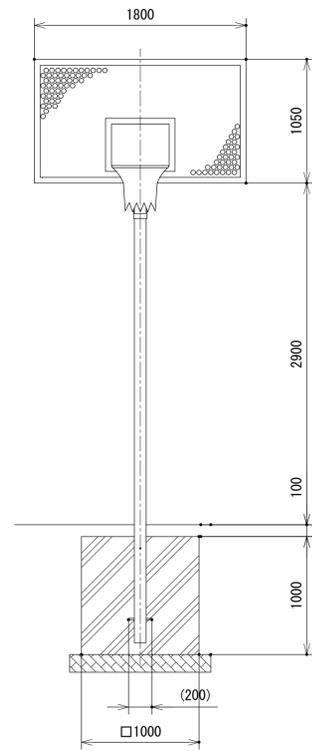


出入口(2)詳細図 1:30

◆防球ネット数量表

項目	仕様	数量	備考
ネット支柱 H=5m	鋼管柱	14本	溶融垂鉛メッキ仕上げ
上部 防球ネット	菱形金網 φ1.8×40mm	210㎡	H=3m L=70m
下部 防球ネット	ポリエチレンネット 365T/56本 40mm目	140㎡	H=2m L=70m
出入口(1) 開口 H=2m W=1.5m	鋼材門扉 (両開き) 菱形金網	1ヶ所	溶融垂鉛メッキ仕上げ
出入口(2) 開口 H=2m W=1m	鋼材門扉 (片開き) 菱形金網	1ヶ所	溶融垂鉛メッキ仕上げ 鍵付き

工事名	日野市立まがし児童館改築外構工事		
図番	G-11	図名	外構詳細図(5) 縮尺 A1 1:100 A3 1:200
作成	年月日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年月日	設計	株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝



仕様 外皮 : 防水帆布
 芯材 : ポリエチレンフォーム
 固定方法 : マジックテープ 固定バンド3本付

重量 : 2.3kg

色			
赤	緑	青	黄
			白

※標準色は赤色となります

- 仕様
- ボード : アルミ合金 板厚6mmパンチング板 焼付塗装
 - ポール : 一般構造用角型鋼管 (JIS G3466 STKR) 電気亜鉛メッキ処理後焼付塗装
 - アーム : 一般構造用角形鋼管 (JIS G3466 STKR) 一般構造用炭素鋼鋼管 (JIS G3444 STK) 電気亜鉛メッキ処理後焼付塗装
 - リング : 一般構造用圧延鋼材 (JIS G3101 SS) 電気亜鉛メッキ処理後焼付塗装 (橙色)
 - ネット : ビニロン 20S/300本
 - ねじ類 : ステンレス製 (SUS304)
 - 重量 : 117kg/半対

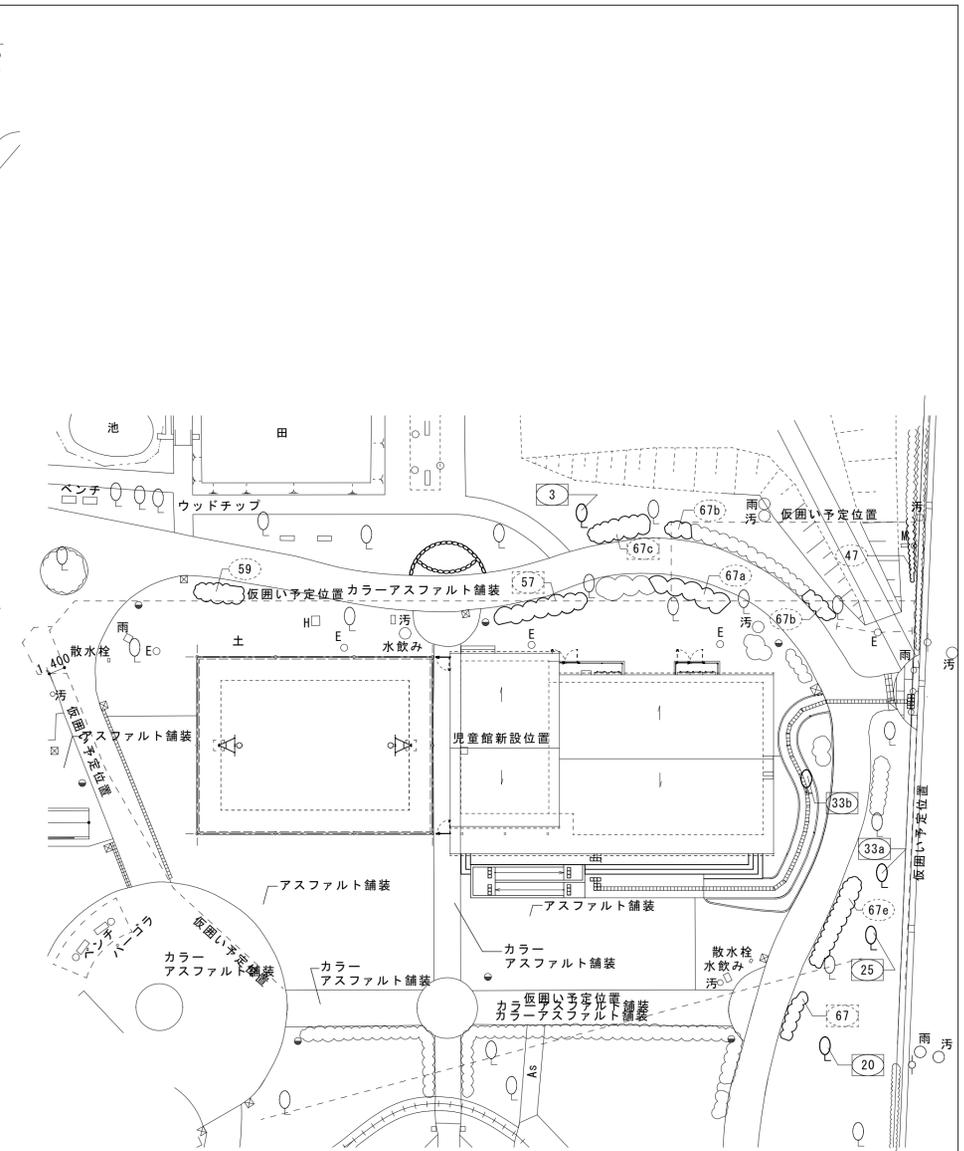
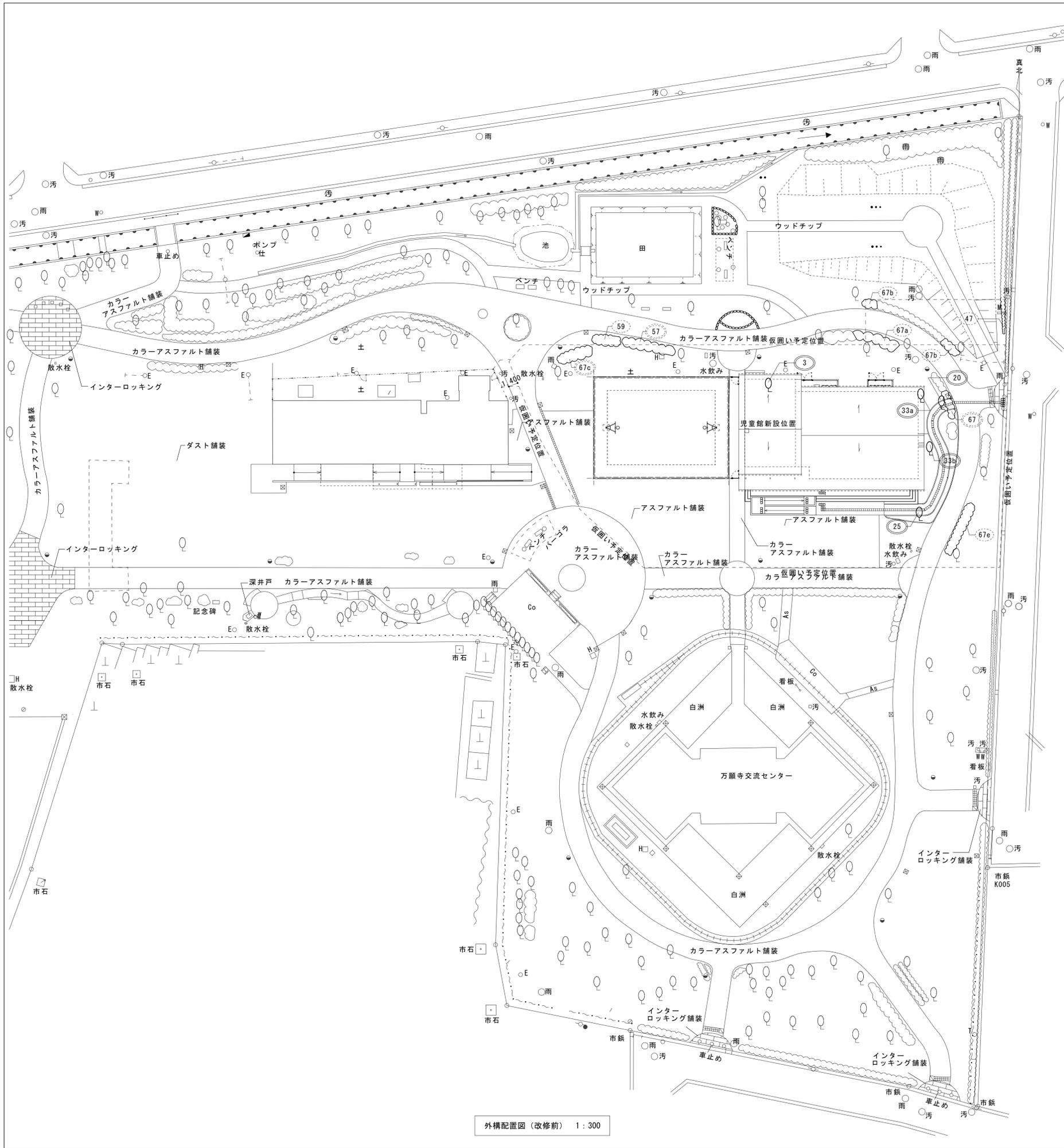
※ 製品は(一社)日本公園施設業協会 JPFA-SPL-S 2014に準拠する。

注意
 ・本製品は風速34m/s、地表面粗度区分Ⅲで設計しております。これに適合しない場所に設置する場合は弊社までご相談ください。
 ・基礎寸法は参考です。短期地耐力100kN/m²を想定しておりますが、現場の状況に合わせて設計してください。

バスケットゴール詳細図 1/30

保護マット詳細図 1/10

工事名	日野市立まanganじ児童館改築外構工事		
図番	G-12	図名	外構詳細図(6)
		縮尺	A1 1:30 A3 1:60
作成	年月日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年月日	設計	株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝



樹木リスト (改修前・改修後)

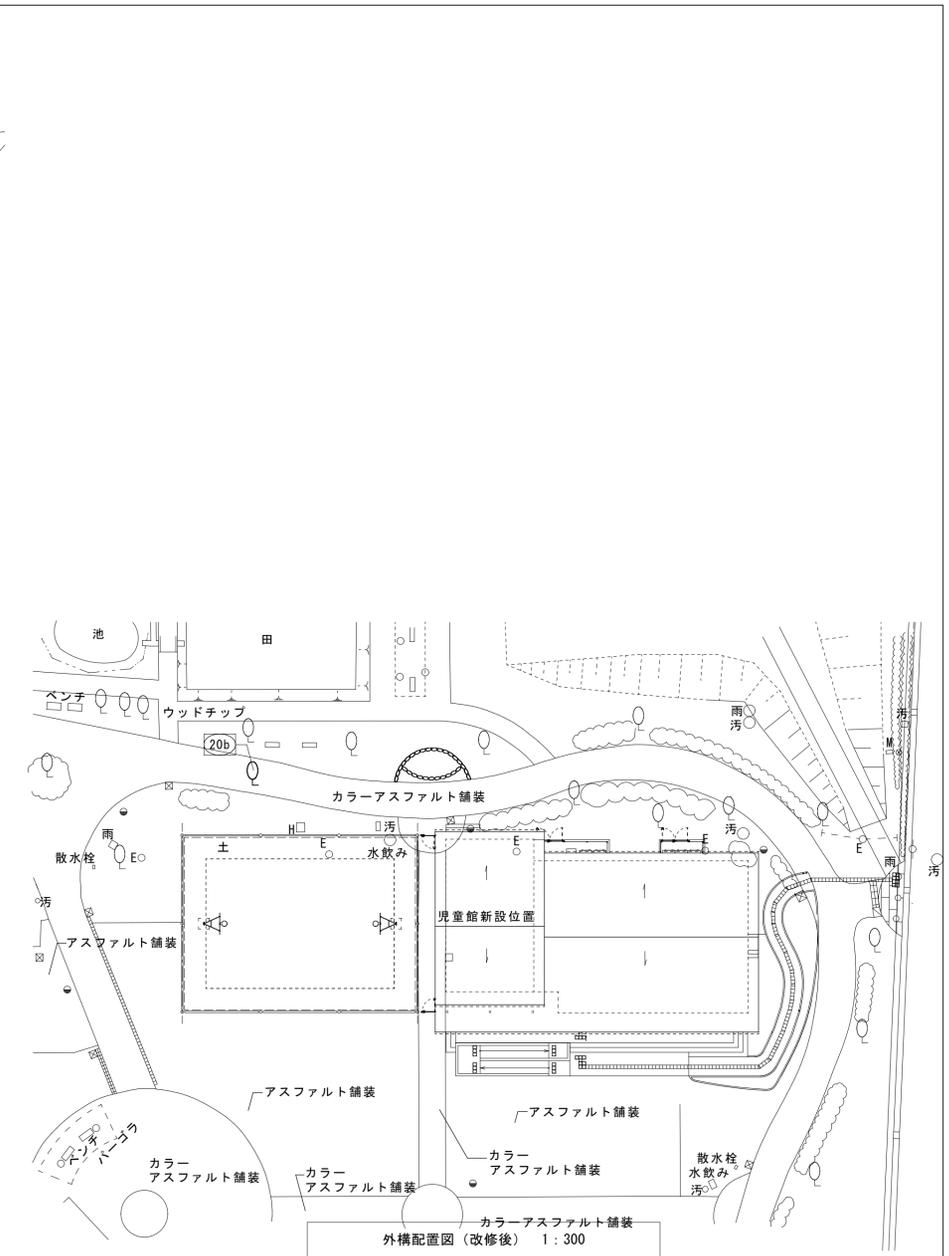
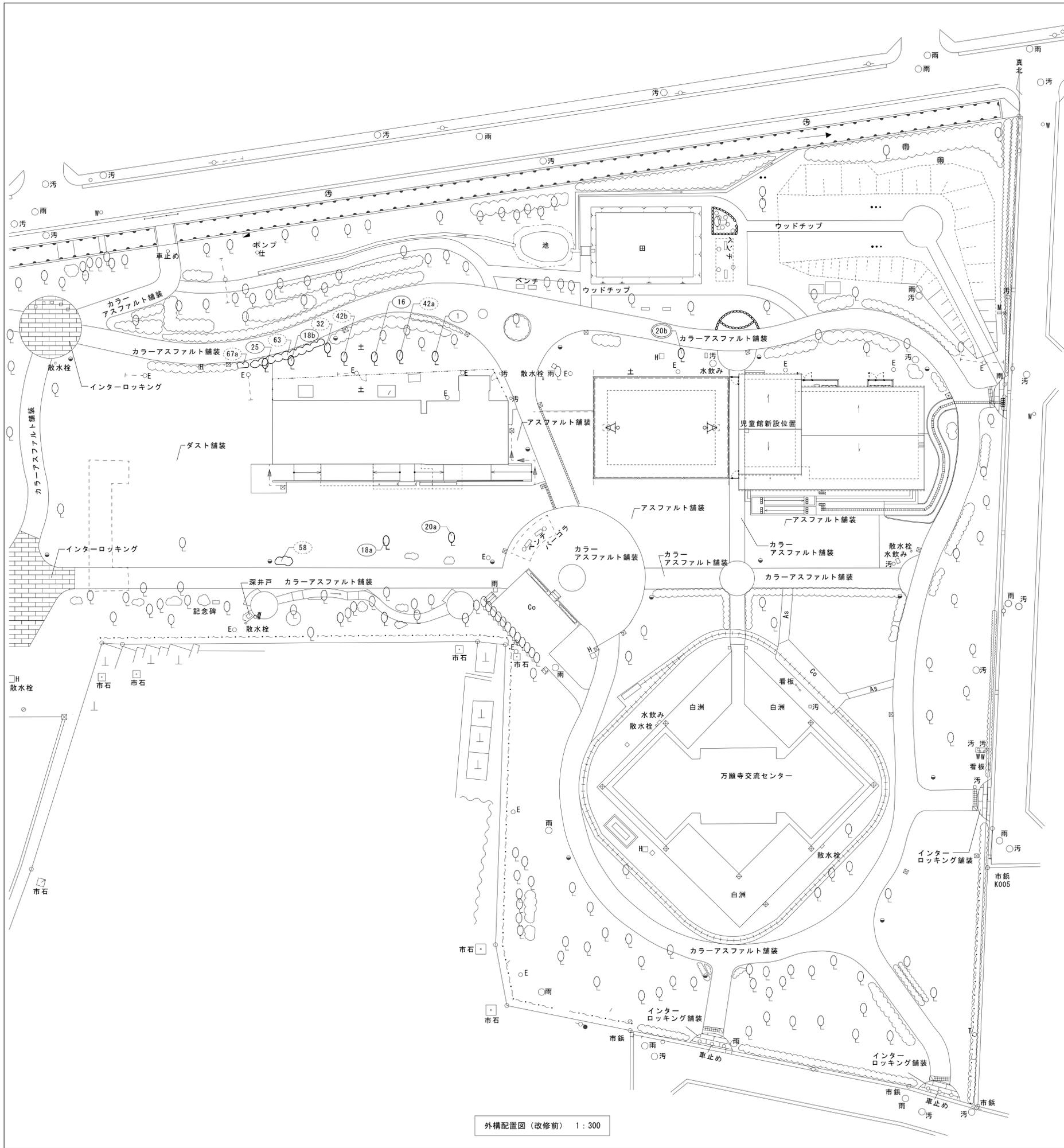
記号	工事内容	名称	樹種	幹回り (cm)	枝幅 (m)	高さ (m)	本数・面積	記号	工事内容	備考
③	別途工事にて【撤去】	クロマツ	常緑高木	161	7.0	9.0	1本	③	【新設】	新設の高さは3.0m程度
②①	【撤去】	ソメイヨシノ	落葉高木	128	6.0	6.0	1本	②①	【新設】	新設の高さは3.0m程度
②⑤	【撤去】	ヤマザクラ	落葉高木	95	3.5	5.0	1本	②⑤	【新設】	新設の高さは3.0m程度
③③a	【撤去 伐根のみ】	コブシ	落葉小高木	122	5.0	10.0	1本	③③a	【新設】	新設の高さは3.0m程度
③③b	【撤去】	コブシ	落葉小高木	122	5.0	10.0	1本	③③b	【新設】	新設の高さは3.0m程度
④⑦	【一部撤去・移植】	オオムラサキツツジ	落葉低木	-	株立	0.9	20株			
⑤⑦	【撤去】	ユキヤナギ	落葉低木	-	-	0.9	9株	⑤⑦	【移植】	
⑤⑨	【撤去・移植】	ドウダンツツジ	落葉低木	-	株立	0.8	24株			
⑥⑦a	【一部撤去・移植】	ユキヤナギ	落葉低木	-	株立	0.9	10株			
⑥⑦b	【一部撤去・移植】	ユキヤナギ	落葉低木	-	株立	0.9	10株			
⑥⑦c	【移植】	ユキヤナギ	落葉低木	-	株立	0.9	10株	⑥⑦c	【移植】	
⑥⑦d	【移植】	ユキヤナギ	落葉低木	-	株立	0.9	10株	⑥⑦d	【移植】	
⑥⑦e	【撤去・移植】	ユキヤナギ	落葉低木	-	株立	0.9	15株			

※1 ○は【撤去】と同じ位置に【新設】する。【撤去】は伐採・伐根を示す。
 ※2 ○は【撤去】と別の位置 ○に【新設】する。
 なお、○の樹種、幹回り、枝幅、高さ、本数・面積は、備考に記載がある場合を除き、樹木リストの左側と同様にする。
 ※3 ○は【撤去】と同じ位置に【移植】する。
 ※4 ○は【撤去】と別の位置 ○に【移植】する。

凡例
 ▼ カッター入れ

工事名	日野市立まんがんじ児童館改築外構工事		
図番	G-14	図名	樹木リスト 1
縮尺	A1 1:300 A3 1:600	作成	監理 日野市総務部建築営繕課
訂正	年月日	設計	株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝

外構配置図 (改修前) 1:300



外構配置図 (改修前) 1:300

<参考>樹木リスト (改修前・改修後)

記号	工事内容	名称	樹種	幹回り (cm)	枝幅 (m)	高さ (m)	本数・面積	記号	工事内容	備考
①	【撤去・新設】	アラカシ	常緑高木	52	3.0	2.0	1 本			新設の高さは2.4m程度
①6	【撤去・新設】	クヌギ	落葉高木	68	4.0	8.0	1 本			新設の高さは2.4m程度
①8a	【撤去・新設】	ケヤキ	落葉高木	157	8.0	12.0	1 本			新設の高さは2.4m程度
①8b	【撤去・新設】	ケヤキ	落葉高木	60	3.0	6.0	1 本			新設の高さは2.4m程度
②0a	【撤去・新設】	ソメイヨシノ	落葉高木	128	6.0	6.0	1 本			新設の高さは3.0m程度
②0b	【撤去】	ソメイヨシノ	落葉高木	128	6.0	6.0	1 本	②0b	【新設】	新設の高さは3.0m程度
②5	【撤去・新設】	ヤマザクラ	落葉高木	95	3.5	5.0	1 本			新設の高さは3.0m程度
③2	【撤去・移植】	アズキ	落葉小高木	125	5.0	6.0	1 本			
④2a	【撤去・移植】	ヤマボウシ	落葉小高木	20	株立	2.5	1 本			
④2b	【撤去・移植】	ヤマボウシ	落葉小高木	52	株立	3.5	1 本			
⑤8	【撤去・移植】	シモツケ	常緑低木	-	株立	0.7	6 株			
⑥3	【撤去・移植】	シロヤマブキ	常緑低木	-	株立	0.9	17 株			
⑥7a	【一部撤去・移植】	ユキヤナギ	落葉低木	-	株立	0.9	5 株			

※1 ○は【撤去】と同じ位置に【新設】する。【撤去】は伐採・伐根を示す。
 ※2 ○は【撤去】と別の位置 ○に【新設】する。
 なお、○の樹種、幹回り、枝幅、高さ、本数・面積は、備考に記載がある場合を除き、樹木リストの左側と同様にする。
 ※3 ○は【撤去】と同じ位置に【移植】する。

凡例
 ▼ カッター入れ

工事名	日野市立まんがんじ児童館改築外構工事		
図番	G-15	図名	樹木リスト 2
作成	年月日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年月日	設計	株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野 孝
縮尺	A1 1:300 A3 1:600		

外構配置図 (改修前) 1:300